

平成29年第1回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成29年3月10日（金曜日）

○議事日程

平成29年3月10日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
15 番	吉 村 弘 之 君	16 番	上 田 和 夫 君
17 番	行 重 延 昭 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	安 村 政 治 君	20 番	高 砂 朋 子 君
21 番	山 根 祐 二 君	22 番	三 原 昭 治 君
23 番	清 水 力 志 君	24 番	今 津 誠 一 君
25 番	松 村 学 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	藤 津 典 久 君	総 務 課 長	河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長	平 生 光 雄 君	生 活 環 境 部 長	岸 本 敏 夫 君
健 康 福 祉 部 長	林 慎 一 君	産 業 振 興 部 長	神 田 博 昭 君
土 木 都 市 建 設 部 長	友 廣 和 幸 君	入 札 検 査 室 長	内 田 和 男 君
会 計 管 理 者	山 内 博 則 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 司 透 君
監 査 委 員 事 務 局 長	平 井 信 也 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	賀 谷 一 郎 君
消 防 長	三 宅 雅 裕 君	教 育 部 長	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 局 長	清 水 正 博 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3番、牛見議員、4番、藤村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、一昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、7番、田中健次議員。

〔7番 田中 健次君 登壇〕

○7番（田中 健次君） おはようございます。本日最初の質問者ということで質問させていただきます。

質問の第1点は、新市庁舎建設についてでございます。

1点目は、現庁舎敷地での基本構想・基本計画（案）を作成することについて、執行部の考え方をお伺いするものです。この間の経緯を簡単に振り返りますと、昨年5月に防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会、いわゆる外部委員会が建設候補地として駅北

公有地エリアを選定し、昨年12月に防府市庁舎建設基本構想・基本計画（案）が作成され、ことし1月6日から2月6日までパブリックコメントを実施をし、また1月28日にはデザインプラザ防府で新庁舎建設に関するシンポジウムが開催されました。

シンポジウムについては、主催者の挨拶、基本構想・基本計画（案）の概要説明、2つの基調講演までで2時間がかかり、その後のパネルディスカッションで4人の市民の意見を聞きましたが、時間不足で多くの市民が意見を言えずに終わったように感じます。

2月14日に開催されました議会の庁舎建設調査特別委員会で報告されたシンポジウムのアンケート結果を見ると、まず第1にシンポジウムの内容や基本構想、基本計画（案）に否定的な意見が肯定的な意見を上回っていたということ、第2にこれまでの市民参加、情報提供について市民は行政に不満があるということ、第3に庁舎の維持については現庁舎敷地との比較を市民に示してほしいとの意見が根強くあることがうかがえます。

また、実施したパブリックコメントについても、同様に議会特別委員会で報告されました構想・計画（案）に対するパブリックコメント意見を見ると、駅北公有地エリアへの移転に反対するものが8割程度になるのに対し、賛成のものは1割程度であります。パブリックコメントは制度の趣旨として、アンケートとは異なり、数を比較するものではありませんが、これまでに実施したパブリックコメントでは数件の意見があれば多いほうで、ゼロ件の場合も多々ありました。

このたびのパブリックコメントで提出された意見を読んでいくと、現庁舎での建て替えを望む多数の市民がいることを裏づけるものとなっております。このまま現在の駅北公有地エリア案で4月以降に各地域を説明会で回られても、市民の反発を招き、行政と市民の溝が深まるだけとなるように感じます。この際、現庁舎敷地での基本構想・基本計画（案）を作成して、あわせて市民の意見を聞くべきではないかと考えますが、市執行部の御見解をお伺いいたします。

2点目は、庁舎建設の議案をどの段階で議会へ諮られるかについてであります。地方自治法第4条で、事務所の位置は条例で定めることが規定をされ、その位置を変更するときには議会において出席議員の3分の2以上の同意が必要とされております。これは、事務所の位置は住民の利害に関する点が特に大きいので、その決定、変更に当たっては慎重ならしめようとの趣旨であることが地方自治法の解説書に記載をされております。

そしてこの条例の制定時期は、建築着工前に行うことが適当であるとされ、また変更条例の提案権は、長及び議員の双方にあるとされていますが、基本的には市長の側が提案するものだろうと思います。

そこでお尋ねしたいのは、今度の整備スケジュールのどの段階でこの庁舎移転の議案を

出されるのかという点であります。用地取得など、市が具体的に動く前にこの議決を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。市執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 御質問にお答えいたします。

庁舎の建設につきましては、去る1月28日に新庁舎建設に関するシンポジウムを開催し、多くの方々の御参加をいただきました。また、2月6日まで実施いたしておりました庁舎建設基本構想・基本計画（案）のパブリックコメントにおきましても、大変多数の御意見をいただきまして、庁舎建設に関する市民の皆様の関心の高さを実感いたしましたところでございます。

さて、1つ目の御質問の現庁舎敷地における計画案の作成についてでございます。先般の石田議員からの一般質問でもお答えいたしましたとおり、平成27年8月から御協議をいただいております防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会におきましては、建設候補地の選定という大変重たい御判断をされるなど、計画の策定に御尽力いただきまして、市執行部といたしましてはこのことを尊重し、駅北エリアでの計画案の作成に至ってきたところでございます。今後はこの計画をもとに市民の皆様に御理解いただけるよう、丁寧に説明していくこととしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御質問の2つ目、庁舎移転についてどの段階で議会へ諮るかとの御質問についてお答えいたします。ただいま、御答弁申し上げましたとおり、この計画について丁寧に説明を行っていくことがまずは第一であり、議会への議案提出のタイミングは市民の皆様への周知状況なども勘案する必要があると考えております。

したがって、今後のスケジュールにつきましては、市民の皆様への周知期間とあわせて基盤整備計画の策定や用地取得等の権利調整を行う期間も必要となりますので、それらを経つつ、またはその後に基本設計や実施設計に着手することになると思われませんが、御質問の議案提出の時期につきましては、今の段階で申し上げるとするならば、用地取得等の権利調整などに着手する時点までには必要にならうかと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 石田議員がほぼ同じような質問をされておりますので、答弁も同じような形で返っておりますが、それで再質問というか、もう一度、市の考え方を確認する意味でお考えを伺いたいわけですが、執行部が2つの案を示して検討するというのを拒まれるというのか、今の駅北案という形で進むということは、これまでの外部委員会

での協議結果、あるいは外部委員会との信頼関係、そういうことの中でこの案で行くと、そういうことでいいわけですか。そういう考え方ですか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） おっしゃるとおりでございます。外部委員会の意見を尊重して、市と、執行部としてもそれで計画案を出そうと。計画案を出して初めて市民へ周知していろいろ広く幅広く、また御意見を聞きつつ、しっかり説明していこうということでございます。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 確かに外部委員会というのは、いわゆる審議会等ということの中に含まれるものだろうと思うんですが、シンポジウム、それからパブリックコメントというのも市政への市民参加、審議会等という形での市民参加ということもあると思いますが、これも市民が行政に参加する仕方の一つの手法であるわけです。防府市の参画及び協働の推進に関する条例、これによって市民が行政に参画をして、ある意味では市民との合意を得ながら行政が進めていくということだろうと思うんですが、そういう意味で審議会、つまり外部委員会はその市民参加の手法の一つに過ぎないわけです。

それで今回の場合はパブリックコメントであるとか、あるいはシンポジウム、シンポジウムはこの参画及び協働の推進に関する条例でいけば、公聴会等というような、公聴会、意見交換会、説明会、これに類するものだろうと思うんですが、言ってみればパブリックコメント、それから審議会等、それから公聴会等、今の場合はシンポジウムですが、この3つの市民参加の手法において意見が多数意見といたしますか、そういうものが対立をしている、異なっているわけです。これはこれまでにない事態だろうと思います。

通常は審議会では計画なりそういったものを練って、それをパブリックコメントにかけますが、その場合に、あっても数件のパブリックコメント。そのパブリックコメントも基本的な根幹を変えるようなものではなくて、部分的な修正を迫られるものだとか、そういう形で来ておるわけでありまして。パブリックコメントがそういうふうに少ないということは、市民の関心が薄いとも言えますし、また逆に言えば、行政への信頼、その進めているものについて特に問題視されていないということだろうと思います。

ところが、今回の場合にはそういった行政のやり方について、審議会という手法に基づく市民参加の手法による行政のやり方について、多くの異論が出されている。これはこれまでにない事態であります。そういった意味で、2つの案を示してもう一度、市民の意見を求めるということが大事だというふうに私は申し上げたわけですが、そういったことにまで考えられておらないのかわかりませんが、このまま現在の駅北公有地エリアで4月以

降に各地域の説明会で回られても、シンポジウムやパブリックコメントで示された市民の反発を招き、外部委員会との信頼関係は損なわれなくても——これは損なわれないでしょう。しかし、パブリックコメントで示された市民の反発を招く。行政と市民の信頼関係はこの点では損なわれる。片方を立てれば片方が立たなくなるというのが今の状況だろうと思います。

なぜこうなったのか。3つの市民参画の手法で示された市民の意見が対立するわけです。なぜか。一つは外部委員会の議論がきちっと伝わっていない情報提供の問題があるかもしれません。

それから、久保議員が指摘されましたが、外部委員会の運営がおかしいのではないかと、こういうことが考えられるかもしれません。それから、16人の外部委員会が正しく市民を代表していないのではないかと、こういうことも考えられるかもしれませんが、これについての詮索ということはこの場では私はしなないと思います。

ただ、こういった今、対立が市民参画の手法によって生まれているわけでありまして、したがって、2つの案を示して客観的な比較ができるものとする、そういうことによってこの市民参画の手法の対立というものか、市民の中での意見の対立も解消する方向を目指していかないと、3分の2という議会の議決の重さもあります。ぜひそういったことを今後、御検討いただきたいと思います。

市長は久保議員の質問の中で「豹変」という言葉を使われましたが、「君子は豹変す」という言葉が、これは中国の古典「易経」の中にあります。豹変というのはヒョウの毛が抜け変わって、その紋様が鮮やかになることというふうに書いてありますが、教養のある人は過ちと知ったらすぐに改めて善に移るのが極めてはっきりしていると、こういう意味で君子は豹変するということで、本来はよい意味で使うと。最近は、むしろ悪い意味で使われることが多いわけでありまして、そういった意味でぜひ今後、その辺をしっかりと見極めていただきたい。そして、やはり2つの案を市民につくって示していただきたいということを申し上げて、この項の質疑を終わります。

質問の第2は、市長の市立美術館の建設構想についてであります。

まず1点目は、市立美術館の建設構想の進捗状況についてであります。松浦市長は前回の市長選挙の際に市立美術館の建設構想を掲げられました。ことし1月に発行された市民の活動報告誌「青眼」61号では、市立美術館の建設構想について、実行状況は「市内の協議会を設置し検討に入りました」と記載し、進捗率は25%で「いよいよこれから」とされています。しかし、簡単な記載内容であり、現在どのような進捗状況になっているのかお尋ねをいたします。

2点目は、美術館の規模、あり方に関するものでありますが、美術館の必要性については、先ほど紹介した活動報告誌「青眼」には「文化都市としてどうしても必要です」と記載されております。一昨年から話題になっております台湾の画家の絵画は評価が高い高価なものですが、このほかにも防府市が所有している絵画にも高価なものがありますし、また地域の作家として散逸させないで保存して残すべきものもあり、絵画等の展示・保管場所の整備はぜひ必要と私も考えております。

しかし、市の財政規模などを考えれば、全国各地で県や大きな都市が設置しようとしているような美術館ではなく、防府市の身の丈に合った規模とすべきではないかと思えます。この点について、現時点でのお考えが明確になっておれば、お答え願いたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

市立美術館の建設構想についてのお尋ねでございましたが、私がかねてから市の所有するすばらしい芸術品などを安全に管理、保管する施設が、また市民に見ていただく施設が必要ではないかと考えていたところでございます。長年胸のうちに秘めていたことでありますが、政策諸課題、優先順位があまたある中で、ようやくこのことについて検討していける時期に入っているのかなと、そのような思いでお示しをしたところでありまして、さきの選挙の翌年の平成27年度に美術館整備庁内検討会議を設置いたしました。

検討会議では、関係団体からの御要望や県内の他の美術館の状況、学識経験者の御意見などを参考にしながら、基本的な考え方について検討を行い、防府ゆかりの芸術家の作品の保管、展示や市民の作品の展示ができること、既存の施設の利活用を検討することといった内容を取りまとめております。

引き続き平成28年度には、基本的な考え方のうち、既存の施設の利活用について、下部組織として設置した作業部会において、利用できる可能性のある施設とそれぞれの施設の利点や問題点などについて整理を行っているところでございます。

次に、美術館の規模、あるいはあり方についてのお尋ねでございましたが、市の所有する芸術作品の中には高価なものや貴重なものもございますことから、これらを保管、展示する場合にはそれに見合った設備が必要となってまいります。今後コンセプトの策定に当たりましては、議員御案内のとおり、市の財政状況やまた公共施設全体の今後のあり方などにつきましても、総合的に考慮した上で、本市にふさわしい身の丈に合ったものになるよう検討してまいりたいと私は考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 市長が平成26年の市長選挙の中で美術館構想ということを出されました。そして市長は毎年1月に——1月だけでない年もありますが、1月には必ずこの1年間の市長の活動の成果といいますか、報告という形で出されております。市長の報告誌「青眼」ですね。それで27年の1月、28年の1月に出されたときは、この美術館構想については進捗率はまだゼロ%というような表示がされておりました。ことしの1月のものについては25%ということで、それで今回、私が質問を思い立ったようなわけであります。

最初に、美術館の必要性というものは、やはりもう一度ここで強調したいと思いますが、やはり高価なものというものと地域郷土の作家、作品という、この2つのもので必要性というものがあるんだろうと思います。高価なものでいえば、先ほども言いましたけれども、この議会、それから前の議会でも議論になりました台湾の画家の絵画、これは10年間の寄託ということでありますので、8年9カ月後には防府に戻して、適当な環境下で保存し、展示するのか、あるいはそのまま寄託を継続するのかということがその時点では問われるわけありますから、どうするのかということをおもひながら考えておいてもおかしくないと思います。

それから、ほかに防府市関係所有のものでいけば、芸術作家の評価尺度として適切かどうか分かりませんが、文化勲章をもらっているような方でいけば、小山敬三画伯の洋画が防府市には1点ありますし、それから防府市関係と言ったほうがいいかもしれませんが、日本画の松林桂月の作品が3点ほどあるだろうと思います。そのほかにももう少し無名に、それよりも名前が通っていない方がおられるかもしれません。

私は10年ほど前に山口大学の公開講座、「やまぐちの美術史」というのがあって、これ6回の講義なんですけど、6回全部は受講できませんでしたけど、その資料によれば、明治以降の防府関係では日本画の田中柏陰、それから洋画の桂節郎、写真の福田勝治の名前がその資料の中には挙がっておりました。

これらの方については、これまでアスピラートの企画展などで紹介されている方で、地域の作家として散逸させないで、ぜひ残すべき方だろうと思います。このうち写真家の福田勝治については、県立美術館へ作品や関係資料が遺族によって寄贈されておりますので、散逸の心配はありません。現在、県立美術館で彼のイタリア紀行シリーズがコレクション展として今、紹介されております。このほか、以前から議論がありました富海の藍染作家の方などもおられます。

また、これは余りどちらかという残念な例になるかもしれませんが、木版画、七宝絵画の作家で土居健さんという方がおられました。市内の中学校、あるいは小郡の短大で美術を教えておられましたが、この土居氏の版画、七宝絵画などは周南市の郷土美術資料館、永源山公園の中にあります。ここで何回か作品展があったこともあって、新南陽市当時ですけれども、この館のほうに約作品65点が帰属されて、その2番目のコレクションというような形で時々展示されるという状況であります。そういった点でもぜひ考えていただきたいということを申し上げておきます。

それで、ただ規模の問題でいけば、先ほどもちょっとありましたが、既存施設の活用というようなこともちょっと言われました。私は、新たな公共施設建設というのは難しいのではないかというふうに考えております。公共施設等総合管理計画、今年の12月に出されましたが、その前に出されております再編計画もあわせてですが、公共施設の総量抑制ということを計画の中で言うておりますし、今後の公共施設の建て替えということの中で考えれば難しいだろうと思います。

そういう意味で既存の施設の内容を充実する。しかし、どうしても不足する部分、例えば既存の施設の充実をしても、収蔵庫のようなものは私は必要だろうと思いますので、あるいはソフトの面でいけば学芸員などはぜひとも必要になると思います。こういったところを補うような形でぜひ検討いただければと思います。

アスピラートでちょうど今、ミュシャ展というのをやっておりますが、今年度の予算で照明設備がリニューアルをしてLEDの照明になりました。LEDの照明になりましたから、指向性が非常に強くて、作品のところだけにスポットライトが当たるような形で非常に見た感じがよくなっております。従来はいわゆる白熱灯的なものですから、かなり光が散乱するという形であります。

きのう、きょうの質問をすることもあるので、県立美術館にもちょっと行って、ポンペイ展と先ほどの福田勝治の作品も見てまいりましたが、県立美術館はやはりそういうLED照明で、非常にスポットライトが当たるような形になっておりますが、ただ、その県立美術館の施設も企画展でないほうのところは旧来の照明設備でありますから、やっぱり広がってそれは作品を見るにはふさわしく——どちらかというベストではないという状況でありました。

既存の施設ということでいけば、以前にアスピラートの展示施設の整備充実ということで、消火設備、スプリンクラーになってる問題、それから温度湿度管理の問題について、この場で議論させていただきました。もう一つ、議論ありました照明のものについては、今年度の予算でできたわけではありますが、その辺も今後のことを視野に入れて、ぜひ御検

討いたいただきたいということを申し上げて、この分については終わりたいと思います。

引き続き、質問の第3に移りますが、市長施政方針についてであります、そのうちの中心市街地活性化についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、3月2日の市長施政方針演説において、中心市街地活性化については述べられましたが、中心市街地活性化基本計画については何も言われませんでした。この基本計画の策定について、市執行部はどのような考えであるのかについて、ぜひお伺いしたいと思います。

と申しますのも、2月17日に防府商工会議所の研修室で防府商工会議所の「中心市街地活性化に向けた取り組み」と題する資料をもとに、これまでの防府商工会議所の取り組み、昨年8月に設立された防府市中心市街地活性化協議会の取り組みなどの報告と説明があり、市議会議員も25人のうち16名が参加をし、また関係の市職員が参加をされておりました。その資料では、平成29年度中に中心市街地活性化基本計画を策定し、平成30年4月、つまり来年の4月から基本計画に基づいた事業を実施することが書かれております。私は防府市の新年度の施政方針や予算などでこの基本計画策定について、当然言及されるものと思っておりましたが、先ほど述べましたように、新年度施政方針ではこの基本計画策定について何も触れられていません。いささかちくはぐな感じがいたします。中心市街地活性化計画の策定について、今時点で市執行部はどのようなお考えなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

2点目は、準工業地域への大型店等の立地規制をする条例の制定についてであります。もし平成30年4月から基本計画に基づいた事業を実施するという事になれば、当然その前に、中心市街地活性化基本計画を国に認定していただくということが必要になりますが、そのためには準工業地域への大型店等の立地規制をする条例を制定することが認定の前提条件となっております。

大型店等の立地規制を条例で実施することとなれば、条例案の段階でパブリックコメントを実施をし、市民の意見を求め、また半年以上前から市民、関係者への周知をすることが必要ではないか、こういうふうに思います。防府商工会議所の考えられておるスケジュールで進めるのなら、早急にこの条例の制定に取りかからなければならないと思いますが、どうでしょうか。こうした条例の制定について、市執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、市執行部として中心市街地活性化基本計画策定について、どのような考えを持っているかとお尋ねでございましたが、私は防府商工会議所が中心となって、防府市中心市街地活性化基本計画を策定するべく、熱心な取り組みを展開しておられますことを十分承知いたしております。また、この基本計画策定における、骨子の検討に熟度不足の面があり、いまだ確たるものがないということも理解をしているところでございます。

昨年5月以降、防府商工会議所におかれましては、定期的に中心市街地活性化協議会の設立準備会を開催され、同年8月23日には正式に中心市街地活性化協議会を立ち上げられたところでございまして、現在、この協議会におきまして運営委員会やタウンマネジメント会議が開かれ、さまざまな業種の方々が中心市街地活性化基本計画の骨子を検討されているとお聞きしております。この中心市街地活性化基本計画の策定には詳細な作成要領が定められており、また厳格な認定基準が存在いたしますことから、この計画を行政として策定していくには、土台となる骨子づくりから丁寧な議論が必要でございまして、多くの課題を解決していかなければならないと考えるところでございます。こうしたことから、私は当初に防府商工会議所がお示しになられた基本計画策定のスケジュールどおりにはなかなか進捗は難しいのではないかなと考える次第でございます。

いずれにいたしましても、内閣府が認定する中心市街地活性化基本計画の作成要領には「中心市街地活性化協議会は市町村の基本計画に対して意見を述べるだけでなく、協議会みずから市町村に提案を行い、濃密に議論をかわし、主体的かつ積極的に各主体が一体となって、中心市街地活性化に向けて取り組んでいく必要がある」とありますことから、本市は行政主導から民間主導に転換した中心市街地活性化法の精神を尊重し、防府商工会議所が中心となって立ち上げられた協議会が納得する骨子を策定されるまで協議を見守り、その上で骨子がいつ完成しても直ちに関係者との計画策定協議に入れるよう、庁内組織を含めて準備に努めてまいり所存でございます。

さて、この3月2日には防府市中心市街地活性化協議会の呼びかけで、「中心市街地活性化基本計画骨子作成に向けた第1次報告」が開催されたようでございますが、国の定めた基本計画申請マニュアル記載の事項を肉づけしていくには、まだまだ議論が足りないように感じております。

なお、この協議会には本市の土木都市建設部長と産業振興部長が参加しておりますので、行政の置かれている立場をしっかりと協議会参加者へ説明するよう、私から指示いたしているところでもございます。

次に、基本計画の認定を得るには、準工業地域への大型店の立地規制をする条例制定が必要となるが、この条例制定についてどのように考えているかとお尋ねでございました

が、中心市街地活性化基本計画の認定に当たっては、都市機能を街なかに集積させることが必要とされておりまして、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区等の都市計画決定や必要な条例の整備が条件とされておりますので、基本計画が最終的に総理大臣の認定を受けるまでには、計画文案の作成のみならず、条例制定や既存施設との調整など、かなりの作業時間を要すると想像するところでございます。

既に中心市街地活性化基本計画の認定を受けておられる県内他市にお話をお伺いいたしましたところ、諸調整を完了させ、中心市街地活性化基本計画を作成して国との協議を経て認定されるまでには、標準的には2年は必要ではなかろうかとお話でございました。

なお、準工業地域における都市計画決定及び必要な条例は現在の制限に上乘せする形で追加する制限ですので、慎重な関係者協議が求められますが、過去、私が答弁いたしましたときと現在では、かなりの時間も経過しており、状況に相当の変化がございますので、中心市街地活性化基本計画の形が見えてくる段階には、都市計画決定及び必要な条例の整備に着手しなくてはならないのではないかと、このように感じております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 今の市長の答弁をお聞きして、ある程度、私も安心をした面があるわけですが、しかしやはりちょっとちぐはぐの感が——行政と商工会議所でちぐはぐの感が否めないのは事実であります。昨年8月に設立総会が開かれて、そのときに私も昨年の3月議会で中心市街地活性化計画を策定すべきだと、こういうことをぜひやらなくてはいけないという立場でございましたので、当然、傍聴という形で参加をさせていただきました。

そのときの資料にも29年度中に計画ができ上がると、30年度からというようなスケジュールが示されております。私はそれ見て、こんなに簡単にできるものではないというふうな認識をしておりましたが、それが半年以上たって、ことしの2月でもやはり同じようなスケジュールが商工会議所のほうの資料では出てくるということですから、やはり今、市長の答弁で熟度不足ではないかということと言われて、骨子を見守るというふうに言われましたが、見守るという形だけではなくて、やはり行政は行政としてのそういったノウハウといいますか、持っているそういった知識があるわけですから、やはり商工会議所にもっと積極的にアドバイスだとか、意見を言っていて、商工会議所のほうはもう29年度中にできて、30年度から新しい形で計画はスタートしますと。しかし、市長の施政方針演説にはそんなことは一切出てこないというようなちぐはぐな関係ではおかしいと思いますので、この辺についてはきちっと協議をして、市からお二人の方が委員として

出ておられるわけですから——部長級のですね、ぜひきちっとそういったことは、このとおりにはいくのか、いかないのか、行政としてのきちっとした意見を言っていたかかないと、商工会議所さんの側にも不親切だと思っんです。この辺についてはぜひきちっといただきたいということを要望しておきます。

それから、条例というのは確かに言われるような形で行政の側が認識しておられれば、私のほうも安心をいたしました。かなり関係者への理解だとか、周知だとかそういったものが必要になってまいります。平成30年にもしそれでいくんであれば、当然もう条例の骨子などについては議論していただかないと困るわけでありまして、まだまだ2年以上かかるということであれば、十分、今からその中身について詰めていただきたいと。ぜひこの中心市街地の問題について、中身を双方で協議を進めていただきたいということを申し上げておきます。

それから、一つだけ、この問題について意見という形で申し上げますが、中心市街地の活性化基本計画、これをきちっと進めていこうということであれば、むしろ庁舎建設と絡めないほうが事業の実施はスムーズにいくんではないかと、私はこういうふうを考えております。つまり、庁舎建設という形でいけば、11年後に庁舎が完成すると。あるいはその9年目ぐらいから工事に入ると、10年目ですかね。とにかく、そういう形で市のほうが工事に入るような形になるわけでありまして。そうなりますと、なかなかそこがはっきりするまで、中心市街地の活性化というものは、庁舎建設に絡まるがためにおくれるんではないかと、こういうふうな気がするわけでありまして。11年後の活性化というのを待てるのかという気持ちでおります。

そして、また市役所ビルというものは活性化に寄与しないんではないかと、こうも思います。そういうことでいけば、中心市街地活性化の基本計画は今からできることをきちっと進めていくと。このことによって、中心市街地の活性化ができるわけでありまして。旧計画では、旧中心市街地の活性化計画でやってない事業が幾つかあります。それは、今、建設予定地になっているところにバリアフリー住宅をつくるというのが旧計画の中には盛り込まれておりました。これはいろんな都合の中で事業の実施に至らないわけですが、そういったできることをどんどん進めていくことが今からできる中心市街地活性化計画ではないかと、こういう意見を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松村 学君） 以上で7番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、22番、三原議員。

〔22番 三原 昭治君 登壇〕

○22番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原です。通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

まず、1点目は全国大会等出場報奨金の見直しについて質問いたします。

防府市は、スポーツの全国大会出場者、団体を対象にその推進を図るため、市民がアマチュアスポーツの全国大会以上の大会に予選会を経て出場する場合及び過去の成績により推薦出場する場合に、報奨金を交付しています。しかし、この交付金において、高校野球の甲子園出場に対する突出した交付金は、他の競技団体とは比較にならない格差があり、関係者をはじめ市民からも公平性、平等性の観点から見直しを求める声が上がっています。そこで公平、平等の観点から見直しをすべきではないかと思いますが、市のお考えをお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

全国大会などの出場者、チームに対する報奨金については、全国大会等出場報奨金交付要綱の規定に基づいて交付しているところでございます。この要綱で定めている報奨金につきましては、中学生以上が出場する全国大会では3万円を超えない範囲で出場人数に3,000円を乗じた額を交付することとしておりますが、春の選抜高等学校野球大会や夏の全国高等学校野球選手権大会、そして都市対抗野球などの特殊な大会につきましては、その都度、報奨金の額を定めることと交付要綱の中にも記載しているところでございます。平成28年度につきましても、各競技者や団体が全国大会等に出場され、当該要綱に基づき、報奨金を交付いたしております。この中で、夏に開催された第98回全国高等学校野球選手権大会に高川学園高等学校が出場された際には、かつて20年前の平成8年夏の全国高等学校野球選手権大会に出場された防府商業、現在の防府商工高等学校に対しまして500万円を交付していることや、県内自治体の近年の交付額などを参考にもいたしまして、600万円を交付しております。

さて、高校野球と他の競技団体との支給額の違いを見直すべきではないかとの御指摘でございましたが、春夏に阪神甲子園球場で開催される高校野球の全国大会につきましては、同大会が全国的に人気を博しているだけでなく、テレビ放送で地域や地元が紹介されたり、あるいは報道も一段と力を入れておられたりしまして、全国へ向けて本市をPRできる絶好の機会でもありますことから、特殊な大会として位置づけてまいりたいと存じます。

なお、その報奨金の額につきましては、県内の他自治体のみならず、県外の自治体の交付額も参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。この交付金制度といいますか、要綱が制定されたのはいつなのか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

現行の報奨金交付要綱につきましては、平成11年1月28日制定となっております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 現行のということは、その前にあったということだと思いますが、その前はいつですか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） お答えいたします。

その前は平成5年4月1日施行のものでございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 平成5年、そして現行が平成11年ということで、随分その年月がたっておりますが、平成5年、平成11年時のその金額を教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 金額につきましては、平成5年、平成11年制定とも変わっておりません。具体的に申し上げますと、国際大会、オリンピック、アジア大会、世界選手権等につきましては、個人につきましては1万円、団体報奨といたしましては、人数に1万円を乗じた額と、そして全国大会につきましては、中学生以上が出場する大会につきましては、個人報奨金3,000円、そして団体の場合は人数に3,000円を乗じた額、ただし3万円を限度とすると。小学生以下が出場する大会につきましては、個人報奨金が5,000円、団体報奨金といたしましては人数に5,000円を乗じた額、ただし5万円を限度額ととなっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 平成5年から現在、24年がたっているわけです。平成11年からすれば18年がたっているわけです。それでその当時と全くその金額が変わらないと。ということは、これまでに見直し等、検討等はされたことがあるんですか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

金額等の見直しにつきましては、実は今、現行の交付金要綱を制定する際、金額を増額しようとしたかもしれませんが、財政状況等を勘案いたしまして、現行据え置きのままに置いたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 財政状況と言われれば、当時のことは今、私には浮かびませんが、そんなに大変な財政状況とは私は思っておりません。先ほど中学生以上では1人3,000円、団体で3万円という額でございますが、ちなみに小学生のお年玉、教育長さんに聞けばよく御存じかもしれませんが、小学生のお年玉の金額、済みません、通告しておりませんがおわかりになれば、ならなければよろしいですけど。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 急に回答を求められましたが、残念ですが、今手元に資料を持ち合わせておりません。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） どうも済みませんでした。ちなみに27年のこの正月、小学生低学年が3,000円です。1年生から3年生までが3,000円。そして高学年が3,000円から5,000円だそうです。先ほども答弁でございました防府市の報奨金は、個人で3,000円、団体で3万円ということでございます。ここでお尋ねしますが、先ほども冒頭の答弁でございましたが、高川学園、20年ぶりに甲子園に出場ということで、私も高校野球ファンとして大変うれしく、喜んだ次第でございます。ここに支給された額は600万円ということですが、皆さんも計算していただきたいと思いますが、他のスポーツ団体は、団体の場合は一部上限が3万円と、これに対して甲子園出場に対しては200倍の600万円と、余りにも私はその格差がひどいのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

余りにも格差が大きいという御指摘でございます。先ほどの市長の答弁にもございましたけれども、県内他市のみならず、県外の支給状況等調査いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 先ほど高校野球、都市対抗野球等の特殊な大会にということが出まして、その都度、市長が定めることになっておりますが、先ほどの答弁にあったと

と思いますが、もう一度、特殊な大会とはどういうことを特殊というのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 特別な大会です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） そんなことは誰でもわかる話です。そのぐらゐの答弁しかできないで、こういうことを決められるというのも大変残念な話でございますが、先ほどNHKで地元を紹介してくれる、そして他市の事例とのことですが、昨年、甲子園出場したときに地元紹介がどのぐらゐの時間があつて、どのぐらゐの内容であつたか、市長は御存じだと思いますので、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私はテレビを見ておりませんので、よく承知しておりません。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 多分ここにいらっしゃる方誰もわからないと思います。それほど記憶に薄いものではないかなと思つております。そして、他市の事例ということをご参考にしているということでしたが、他市の事例、これ事前にお話をしまして、いただいたんですけど、27年の下関商業が1,000万円と、これは補助金として応援費用も2分の1を負担、支給していると。26年が岩国高校が300万円、25年が同じく岩国商業が300万円、ずっとさかのぼってみますと平成21年、22年、華陵高校——下松ですね、それと周南が500万円。つまり防府市は下関に次いで2番目の額になっているわけですが、他市の事例ということで、これはどのように他市の事例を参考にされたのか、具体的に教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

他市の事例と申しまして、県内の、ただいま議員が御紹介のございました支給額、並びにあくまでも平成8年、20年前の防府商工が出ましたときの500万円を参考にとつてございませう。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 20年前に防府商工でなく、防府商業が出場したときに500万円と。この報奨金は500万円から600万円に上がつてゐる。しかし、個人に支給される報奨金は二十数年前のそのままという違ひは、これは一体どこから出てくるのかなと大変疑問に感じるのは、皆さんも感じて、関係者は感じていらっしゃるが、こ

れはどういうところから、野球に対してはアップするけど、個人、ほかの種目に対しては同じだと、変えないという理由は何かありますか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほども壇上から答弁をいたしておりますが、まず全国高等学校野球というものが我々国民にとって、一大イベントであるということ。それから、このことに対しての関心度は全国津々浦々から鳴り響いているということ。また、そのことは記憶にずっと残って、かなりの精度で残っているという現実の数々の事例。

それから、20年前に防府商業さんが出場されたとき、それから20年間、防府勢は雌伏に雌伏を重ねて、その間、他都市は何度となく、そこに所在する学校が出場をされ、その地を大いにPRをし、意気を発揚されたわけでありましたが、防府市は何と20年雌伏をしたと。しかも80周年という大きな市制施行の節目の年であったというようなことで、私としては500万円プラス100万円が法外に大きい金額であって、市民の多くの人たちから不評を買っているとか、ひんしゅくを買っているとか、そのようには全く思っておりません。

ただ、来年また同じように同じ学校が出場されるというときには、またそれにプラスアルファをするのかということになりますと、なかなかそういうわけにはいかないというふうにも思いますけども、また20年ぐらいたって、防府商工高校が出場されるようなときには、100周年ということにもなりますので、もっと奮発をして、そのときどなたかが、この中に市長になっておられたら、ぜひ奮発してあげていただきたいということをあのときのあの市長が言っていたということで、御記憶の中にもとどめておいていただきたいとさえ私は思っているわけであります。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 私は不評とかひんしゅくを買っているなんて言うておりません。平等性に欠けているのではないかということを行っているだけでありまして、別段、その高校野球がいけないとか、先ほど申しましたが、私は高校野球の大ファンです。先ほど全国津々浦々と、一大イベントであると、そして記憶には残るということでありましたが、20年前、防府商業が戦った相手と、そしてその点数はどうであったかということはお尋ねしません。多分わからないとは思いますが。

だからちょっと誤解をされないでいただきたいのは、私は交付することがいけないとは言っておりません。大いに交付してあげてください。いいことです。しっかり防府の名前を売っていただく、そして子どもたちがどんどんスポーツに挑戦していく、スポーツに親しむ、これはすばらしいことでもあります。それを私は悪いとは言っておりません。ほかの

関係者の方もそういう他のスポーツ団体のことを比喻するようなことは言っていないと思います。ただ、その支給する金額が余りにも違い過ぎるのではないかという、その不平等さの点を言われているということで質問していますので、御理解いただきたいと思ます。

さて、600万円の交付金ということでございましたが、私も参加して激励をしたんですが、壮行会も行われました。大変立派な、いい壮行会でございました。そして、市役所の壁面には垂れ幕、他のところにも横断幕等々が掲げられ、高川学園頑張れという激励をいたしました。ちょっとお尋ねしますが、この壮行会とか垂れ幕等に使った費用はこの600万円の中に入っているということなのでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

この600万円の中には入ってございません。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） それでは、ちなみにその他600万円以外の費用というのはどれぐらいかかっている、中身についてちょっと教えていただきたいと思ます。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 中身につきましては、懸垂幕の作成費用といたしまして37万4,760円、壮行会関係の委託料といたしまして、ステージとか音響設備等の関係の委託でございますが71万640円、壮行会送迎バスの使用料、賃借料といたしまして10万8,910円、合わせまして119万4,310円でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 約120万円がプラスされていると。600万円プラス120万円ということで、委託料、壮行会ということで、これも資料いただいておりますけど、私はびっくりちょっとしているんですけど、音響に約45万円かかっているというのにちょっと金額に私は驚いております。

さておいて、それでは私の記憶では、昨年7月の高校総合体育大会、インターハイに誠英高校女子・高川高校男子バレーボールが、そして高川高校柔道部の男女が、さらに昨年10月の国体に誠英高校女子・高川高校男子バレーボール、昨年12月30日から1月にかけて東京体育館で行われました全日本バレーボール選手権大会、高校選手権大会に誠英高校女子、高川高校男子が出場し、高川高校は皆様御存じのように全国3位に入りました。そして、今月19、20日に東京武道館で行われる全国高校柔道選手権大会にも高川高校柔道部男女が出場しますが、どこを見ても垂れ幕も横断幕も今まで、昨年から見えておりま

せん。これはどうしてそんなに高校野球と格差をつけるのか。

先ほど言われた全国で放送してもらおうとか、全国津々浦々にファンがいると、ただそういう関係だけでこれは私は大変不平等に感じております。これも不平等に感じております。どうして高校野球では120万円もかけて壮行会や垂れ幕、横断幕を設置するのに、他の高校の種目については何もされないと、ただ上限3万円、1人3,000円の報奨金が支給されると、その点について、少しお聞かせくださいませ。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

特に昨年の高川学園の甲子園出場につきましては、先ほども市長が申し上げましたように、20年ぶりということで、特に地元からしっかり応援したいという気持ちでつくらせていただきました。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 20年ぶりだろうが、5年ぶりだろうが、10年ぶりだろうが何年ぶりでもいいんです。やはり全国大会に出場されるということは大変素晴らしいことであり、何十年ぶりだから思い切ってやるとか、ちょっと考え方が少しおかしいなと私は思います。もっと考え方を少し変えて、皆どの種目も平等に、公平にという観点を持っていただきたい。

そして、さらにこの高川学園高校野球部が全国大会に出るということで市長、副市長が企業に回られ、寄附を募ってお願いに回られました。これは特定の学校に対して行政としてあるべき姿なのか、私は疑問に感じておりますが、いかがでしょう。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 先ほど議員におかれましては、応援することはよいことだというふうにおっしゃいましたので、何か問題点があるのかというふうな御質問でございましたが、副市長、よくやったというふうに褒めていただけるものというふうに思っておりますが、どうも内容は違うようでございまして、お答えさせていただきますが、昨年は、まあことしでございまして、市制80周年の記念すべき年でございました。その年に大いに花を添えていただいたということを私はまず第一に考えております。

そして、市長も申しておりますが、この夏の甲子園の大会というのは、戦前から続きますいわゆる夏の風物詩とも言える国民的行事であるというふうに言われております。NHKにおきましても、1回戦から甲子園のその本会場で全て放送いたしますし、どの程度の効果があったかというふうにおっしゃいましたが、その出場校のいわゆる郷土を、これを紹介する場面がございます。そのためには1回戦だけでなく、2回戦も3回戦も優勝戦ま

でも行ってもらいたいというのが、やっぱり行政として当たり前のことじゃないかなというふうに私は思っているわけでございます。

当然、私も寄附金集めのために協力をさせていただいたわけでございますが、当然、学校関係者の方と一緒に回りまして、そういった寄附金のいろんなことにつきましては、学校管理者の方が説明をされて、またはその收受につきましても、全てやられたわけでございまして、強制的に寄附をお願いしたわけでもございませぬし、あるいは割り当てをしたわけでもございませぬこと、このことをお伝え申し上げたいというふうに思っております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 高校野球だけでなく、副市長、全大会で回られたらどうですか。そうしたらよくやったということを私は手を叩いて言ってあげたいと思います。そして優勝まで……。 （発言する者あり）

○議長（松村 学君） ちょっとまだ発言中です。

○22番（三原 昭治君） 優勝まで行ってほしいと願うのは行政の願いでしょうって、当たり前でしょう。何の種目でも優勝まで行ってほしいと思うのは、当たりの話なんです。これは当たりのことを今言われて、よくやったと、これ皆さん、よくやったと言えますか。じゃ、これからもよくやれよと、全種目で全部回ってこいと、頑張ってきたさいよと、そうしたらよくやったと、皆さんもお褒めになるでしょう。ただ特定の、先ほどから全国大会、全国大会、テレビで放映、放映とそれを盾にとられておりますけど、みんな一緒じゃないですか、スポーツは。それは違うんですか、スポーツによって。どうですか。どうぞ。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） スポーツは、その頑張っている選手の皆さん、同じように一所懸命、そのいわゆる自分のスポーツやっているとというふうに私も理解をいたしております。ただ、私はこの2点ほど違う点があるというふうに思っておるんです。先ほどの話をなだることになるかもわかりませんが、1点目は、いわゆる日本を代表するような国民的行事であるかどうかということです。そして2点目は、防府市をしっかりとPRしていただけるような、そういったいわゆる放送体制になっておるのか、そういうものがあれば私も積極的に応援をさせていただきたい、そのように思っております。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） それは、公平性に欠けるという答弁でございます。平等性に欠けるという答弁でございます。日本を代表するようなスポーツだから、じゃ日本を代表

するようなスポーツに盛り上げるように支援、応援されたらどうですか。言われてることが、どうもそれは……、（発言する者あり）

○議長（松村 学君） 発言中でございます。

○22番（三原 昭治君） まだ話してるじゃないですか、落ち着きなさい。

もっともっと、やはりそういう意味でも、平等に公平にやはりきちんとやっていくというのが行政のあるべき姿です。これが行政の本分じゃないですか、平等、公平というのが。私は、先ほどから言いますが、高川学園を責めているわけでも何でもありません。本当にいいことです。すばらしいことです。私もうれしかったです。20年ぶりに甲子園に出るということで、だから壮行会にも行きました。しっかり応援もテレビでさせていただきました。だけど、先ほどから副市長がいろいろわけのわからんようなこと言われますけど、スポーツというのはフェアじゃないといけんです。フェアがモットーです。フェアの中でスポーツというのは競技は成り立っているんです。そのフェアの中の、であるべきものがフェアではない行政の対応を私は今、おかしいのではないかと、考え直すものではないかと、見直すという姿勢が全く今、うかがえません。じゃこの今の現状を認めているということにしか、私は思えません。しっかりやっぱり防府のスポーツが、スポーツだけではありません、いろんな分野においてたくさん全国大会に出られております。それをしっかり我々は支援したり、振興を図ったりすることは当然のことです。それにおいては、やはりフェアで公平、平等にやろうということです。ぜひ、きちんとまた新たに見直しを考えていただきたいということを要望し、この項の私の質問は終わります。

○議長（松村 学君） 続行してください。

○22番（三原 昭治君） 次は、右田ヶ岳登山者のモラル、マナーの低下について質問いたします。

防府市民をはじめ、市内外から右田ヶ岳で登山する方が多くいらっしゃいますが、近年、登山者のモラル、マナーの低下が地元住民から問題視されています。防府市では、この登山者に対して駐車場の提供などを行っていますが、その駐車場においてもおしっこをしたり、お弁当の殻などのごみを捨てる登山者が目立っております。地元住民の環境を損なうようなこのような行為に、市としての対応、対策を講ずるべきですが、これまでの対応、対策について、どのようにされてきたのか、今後の取り組みについてもお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 御質問にお答えいたします。

右田ヶ岳は県内外から多くの登山者が訪れる人気の山で、本市は登山者受け入れ体制の整備として、右田ヶ岳の麓の付近、塚原、右田小学校前、勝坂の3カ所に駐車場を確保し

ております。

また、トイレにつきましては、右田小の屋外トイレについて、小学校の御協力をいただいて利用できるように配慮もいたしております。

右田ヶ岳登山者のモラル、マナー低下についてのお尋ねでございましたが、本市はこれまでも市のホームページにおきまして、登山される皆様へ「美しい山とマナーを次世代に」との注意喚起を行ってまいりました。また、先ほど御紹介した塚原駐車場においては、定期的に草刈りなどを行うなど環境美化にも努めてまいりました。こうした中、3カ所の駐車場をはじめ、登山コースは3つございます、3つの登山コースなどにおいて、一部の登山者によるごみ捨てなど、マナー違反の行為があるとすれば許されないことであり、まことに残念だと感じております。本市といたしましては、これからも登山者が自然を楽しみながら登山ができる体制を維持しながら、近隣住民に迷惑がかからないよう、登山者などにさらなる注意喚起を行うとともに、登山者みずからこうした環境整備が行うことができないか検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） ありがとうございます。先ほど答弁の中で、こういうことがあるとすればという答弁でございましたが、全くそういう声は苦情等は聞かれておりませんか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） お答えいたします。

今、我々、産業振興部のおもてなし観光課がこの駐車場整備等を行っております。そして登山者の方の注意喚起についても、このおもてなしが市ホームページ上で注意喚起をしております。ですので、今までそのような苦情を受けたということはございません。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 一般質問の答弁でもありました。市は縦割りで横の連携が足りないということの答弁がございましたが、地元の方は市に言ったけど、なかなか改善されないとも言われます。

そして、先ほどの塚原の駐車場、あそこの点についても、地元の方が時々草を刈られるんです、もうぼうぼうで。そういうことも市に言ってるけど、一向にやってもらえんと。それは言われた時期がいつだったかというのは、私もそこまではきちんと聞いてないんですけど、ちゃんと市には言ったけど対応してもらってないということでした。そして、昨

年10月、市のほうに私のほうからこういう状況になってるよということをお伝えし、刈っていただきました。あそこの管理はどのように、塚原の駐車場の管理はどのようになっていますか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 塚原の駐車場の件についてお答えいたします。

まず、この塚原駐車場については民間の方に借地をしております。

そして、一応この駐車場としては2つの使い方を今、我々は考えております。一つが、先ほどの登山者の利用、それから11月になりますが、月の桂の、これは期間を限定した公開をいたしますが、これの駐車場の利用という形を考えています。そして特に多いのが、月の桂の公開のときに非常に利用客が多いものですから、その公開の前に、今までは年1回という形で今、整備をしています。ことしについては今、予算計上をしておりますが、年2回程度の予算計上をいたしています。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） これまでは、今年度まで28年度までは月1回と、（発言する者あり）年、ごめんなさい。年1回と。そしてことしからは年に2回にしますよと。それは多分、去年こういう話があったよということからそういう対応になったんだと思いますが、そうですね。それで、今、塚原の駐車場、そして、あ、ごめんなさい。もう一つ言っておきたいんですけど、やはり一番いけないのは、そこでおしっこをしたり、そこで弁当の食べかすやごみを捨てる人、これが一番いけない。しかし、よくあるじゃないですか、窃盗とかそういう犯罪で、鍵をかけてなかったと。そういう犯罪を起こすような環境にしておくこともいけない、管理者として。だから今、2回と言われましたので、これはきちんと守っていただきたい。後、また違う提案をいたしますけど、まずこれはきちっと守っていただきたいんですが、この2カ所の駐車場、大きく分けて右田小学校の南、それと塚原の駐車場ですが、これは借地料はどのぐらい支払われていますか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 借地料について、お答えいたします。

まずは塚原、面積も申し上げます。606平米で、平成28年度ですが26万36円と相なります。

右田小学校前、758.56平米、23万5,872円でございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） それで、今言われました右田小が約 2 4 万円、塚原が 2 6 万円ということで、これずっと借りている限りは、借りないということは相手様がもう貸さないとされたときに借りれないという状態になると思うんですが、これずっと借り続けるということになると、私ちょっと調べたんですが、右田小学校は平成 1 2 年に設置されています。それからもう約 1 7 年たっております。今、右田の地価は大変安くなっております。今、田んぼで 5, 0 0 0 円から 1 万円です。今言いました右田小学校の前は今度は今、新校舎に合わせて、また位置が変わるそうですけど、駐車場が設けられると思うんですけど、これを例にとれば 1 7 年間で 4 0 8 万円と、約、払われております。

しかし今、先ほど申しました 1 坪 5, 0 0 0 円から 1 万円、あそこ調整区域ですから安いんですけど、そういうことを考えますと、今さっき 7 5 9 平方メートル、約 2 3 0 坪、1 万円にしても 2 3 0 万円、はるかにそれ以上の借地料を支払っているということになるわけです。ここは今からどのようにされるか、私はちょっとよくわかりませんが、新しく駐車場が校内に設けられるようですから、今後どうされるかわかりません。まして、またその塚原の駐車場は 2 6 万円、6 0 6 平米、約 1 8 3 坪あります。これを買い取ればある時点からは借地料が発生しなくなります。ということで、そういうことは可能かどうか、またそういう考えでお話しされたことがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） この塚原の駐車場についての借地、もしくは買い取りという交渉をしたかどうかというお尋ねでございますが、これについては民間の方との賃貸借契約において借りておりまして、買い取りの交渉はした経緯はございません。

○議長（松村 学君） 2 2 番、三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） 一度、今、私が言いました年数を掛けていくと、それを時価を超してしまうということにもなります。一度そういうことを検討していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 我々、市内にも観光施設の駐車場を独自で持っている場合と借りている場合がございます。ですので、総合的にやっぱりこれを検討しなければならぬと思いますので、また今後の研究課題にさせていただきます。

以上です。

○議長（松村 学君） 2 2 番、三原議員。

○ 2 2 番（三原 昭治君） それで駐車場は登山者のための駐車場でございますよね。一部小学校で兼用されていると、だけども聞いてみると小学校の先生はほとんどとめてないと

いう話でございました。その駐車場の借地料、そして今、年に1回、ことしから年2回を計上しているということですが、その借地料と維持管理費はつまり市民の税金から賄われているわけですが、どうでしょう。ここにパーキングシステムを設置し、その収入から維持管理費を捻出するという考え方はできないでしょうか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 先ほどの答弁と同じ回答になるかとございますが、我々は市内に観光施設の借りている駐車場、そして市の駐車場を持っています。そこに今の開閉式の駐車場をつけているかといったら、つけてないケースのほうが多うございます。ですので、今の御提案は我々は今、先ほど買い取りのほうは検討しますが、これについては今は考えておりません。

以上です。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） つけてないから、今現時点つけてないから考えてないという考え方も一つあります。だけど今つけてないけど、検討してみたい、考えてみたいという考え方もある。前に進むか、今でとまるかの違いだと私は思います。どうして私がパーキングシステムかと、多分できないと言われるのはわかって質問いたしました。よくよく考えてみますと、ルルサスの中にある市民教養の場の図書館、子育て支援のためのファミリーサポートセンター、これは市民が本当に利用されて、喜んで利用されておりますが、これは一定の時間を過ぎると有料になるわけです。それと照らし合わせると、大変何かどこか矛盾しているのではないかなということ、あえてパーキングシステムということ私は申しました。

そこで、パーキングシステムは考えていないということで代替案としまして、例えば月に、2カ月に1回、3カ月に1回、半年に1回でもよろしいですから、右田ヶ岳ボランティアの日を設け、登山者の方々による除草やごみ拾いを実践する、そういう日を設けてはいかがかと私は思います。市長も右田ヶ岳によく登られるということで、右田地域の行事にも御挨拶の中で右田ヶ岳に健康をいただき感謝をしているということも述べられております。言葉を形にあらわし、市長自身が先頭に立って登山者にこういうボランティアの日があるから皆で清掃しようじゃないかということ呼びかけてはいかがでしょうか。市長、いかがですか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず右田ヶ岳につきまして、いろいろ御指摘をいただきましたことに敬意を表します。と申しますのも、あの山は市内、市民のみならず、新幹線の車窓

からあの岩山を見てぜひ登りたいということで訪ねて来られる方も毎日のようにございます。私もことしに入って既に12回登っておりますが、私も実は山の山道、岩山ですけども、あめの皮とか弁当のふたとか、その都度、ポケットに入れて持って帰っておりますが、その頻度がこの一、二年増えたなと思っております。家に帰りますと、まずジャンパーの中からそのごみを、ごみといいますか、あめの皮とかミカンの皮とか、あるいは弁当のふたとか、そういうようなものを分別で我が家のごみ箱に入れることから始まっております。間違えて家内が洗濯機でやってしまいますとえらいことになりますので、それを旨としております。

事ほどさように登山者のマナーがちょっと劣化してきたなということは私も感じておりますが、御指摘のように駐車場でおしっこしたり、駐車場に大きな弁当袋のかすを投げ捨てて帰ったりとかということは、私は目にしたことはございません。主に早朝か、主に夕刻暗くなりかけたころですから、気づいた方が取って帰ってくださってるんだろうなと思いますが、山道では最近ちょっと増えてきているなと思いますので、啓発の意味も込めて――山に登る人はそんなマナーの悪い人はおらんのです。特に右田ヶ岳は険しい山ですから、いわゆるハイキングとはちょっと違いますので、もう登山道みたいなもんで、剣道柔道とかいうような「道」ですね。その道のような感性で皆さん登っておられますので、ほとんどの人はそういうとんでもないことはないわけなんですけど、たまに来られた子どもさん連れで、子どもさんがふいにといようなことであるのかなと思ったりはしておりますので、注意喚起を促したいと思っております。

それから、ボランティアの日を定めてどうこうということですが、これは登山者もちろん大切なことですし、右田にたくさんの方が来られるわけですから、右田の皆様方にもいろんな面で御迷惑をおかけしているのに違いないと思います。富海の海水浴場では富海の地区の方々が、あるいは大平山のロープウェイが盛んなころは大平山の地区住民の方々がいろいろ汗を流しておられたこともよく存じておりますので、みんなで注意をしていくことが極めて大事なことはないかと、マナーをしっかりしていくことが大事だろうと思っております。

それから、お尋ねではなかったんですが、駐車場のことにつきましても、確かに言われるとおり1年間で25万円といっても10年たてば250万円になり、20年で500万円になるわけですし、実はもう何年も前の話ですけども、あの周辺で田んぼを駐車場で買ってくれんかというような話を受けたこともありますけど、個人的に受けた事柄を個人的に返事は俺はできないよということで返事も何もしておりません。せっかくの御提案をいただいておりますので、ちょっと内部でこのことについては議会でも指摘のあったというこ

との中で、有料制も含め、あるいは購入ということも含め考えていくべき時期に来ているのかなど、そんなふうに思いつつ、御質問を拝聴しておりました。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） 登山口が数カ所ございます。その1カ所にこういう看板があったので私は写メで撮ってみました。「登山道は私道です。許可のもとボランティア活動中です。感謝して登りましょう」という大変いい看板、その立てた方にこれはどういう意味ですかって聞きましたところ、市内から来られる方が自発的に少しずつ資材を持ってこられ、登山道を修復されているということでした。こういう方もいらっしゃるんだなと。先ほど言われましたように、登山者の方には、登山する方にはそういう悪いことをする人はいないということを言われました。確かに私もそう信じたいです。

もう1点、先ほど言うのを忘れたんですが、駐車場だけではなく、登山道と沿道の途中に小さな農業倉庫が塚原にあります。その裏でもするということがその付近の方が言われて、大変、去年ひどく私に言われ、私が叱られました。どねえかしいさんということで叱られました。そういうこともございました。

また、先ほど申しました看板のもう一つ横に「登山される方はお互いに声かけ合い、楽しい出会いをつくろう」とも書かれております。これはどういう意味ですかと尋ねたら、物を言わん、挨拶もせんということと言われ、まあちょっと皮肉じゃないが、ちゃんと挨拶ぐらいしようよという意味で私は立てたということを書いていらっしゃいました。本来なら腹を立てて、あそこは全て恐らく私の所有のそれぞれの山だと思います。入山禁止なんか看板立てられたら、大変登山者の人は悲しむことだと思います。自分たちが使用した物は自分たちの手できれいに整備するというのは、これは登山者の人だけではなく、私も含め、人間として至極当然のことだと思います。こういうことが地元から上がってこないように、ぜひ市としてもきちんとしたマナーを持って、モラルを持って登山しましょう。先ほど申されましたが、美しい山とマナーを次世代にということで対応していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で22番、三原議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、10番、山本議員。

〔10番 山本 久江君 登壇〕

○10番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。通告の順に従いまして、質問をいたします。

まず、第1点は住宅の耐震化についてお尋ねをいたします。

最初に、防府市耐震改修促進計画が昨年3月に見直されましたけれども、遅れている住宅の耐震化への取り組みを今後どのように強めていくのか、執行部のお考えをお尋ねをいたします。

あす3月11日は東日本大震災から6年になります。いまだ多くの方々が避難生活を強いられている中で、一刻も早い復興が望まれております。

近年、各地で大きな地震が発生をしております、住宅の倒壊による人命被害が多く伝えられております。

平成7年1月に起こった阪神淡路大震災では、亡くなられた方の8割以上が建物の倒壊による圧死などであったことが報告をされております。倒壊した住宅の多くが1981年、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた住宅でございました。国は、この間、耐震改修促進法を制定し、その後改正、地方自治体はその基本方針に基づいて、県においては耐震改修促進計画の策定を義務づけ、また、市町村は策定に努めるよう規定をされました。

防府市の耐震改修促進計画において、住宅の耐震化については次のようにこの計画で示されております。

すなわち、国、県の目標を踏まえ、現状の約72%を約90%とすること、そのためには現状の居住世帯である住宅数4万3,740戸のうち耐震性がない住宅数1万2,160戸を約4,500戸まで減少をさせる必要があるとしております。

全国的にも住宅の耐震化は大変遅れております。特に木造住宅の耐震化率は全国で約4割台と低くなっております。

今後、山口県の被害想定で、防府市で最も震度が高いと予想されるのが、防府沖海底断層及び佐波川断層地震であり、震度は6強が予想されております。また、南海トラフの巨大地震につきましても、山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として想定をされております。

そうしたことから、住宅の耐震化は文字通り実施を加速しなければなりません、市において、今後どのように取り組みを強化していくのかお尋ねをいたします。

2点目は、住宅耐震化推進のネックとなっております工事費の負担軽減のため、関係機関と連携し、代理受領制度が導入できないかお尋ねをいたします。

住宅の耐震化が進まない、その理由の1つに耐震改修工事にはかなりの費用がかかるということが上げられております。この点を少しでも解消しようと、例えば愛媛県内10の市町が補助金の新たな支出方法、代理受領制度を導入をしております。

この制度はどのような制度かといいますと、従来は所有者がいったん全額を負担をしてい

たものを、市や町が直接業者に補助金を支払うことで、差額分を用意すれば耐震化工事ができるというものでございます。市民の立場に立って耐震化を進める効果的な方法だと思えます。しかしながら、その仕組みづくりにつきましては、関係機関との連携なしにはできませんけれども、ぜひ市においても検討していただきたいと考えますがいかがでございませうでしょうか。

よろしく願いをいたします。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

防府市耐震改修促進計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から人命や財産の損失を防止するため、耐震基準を満たしていない建築物の耐震化を促進することを目的としております。

議員御指摘のとおり、市におきましては、平成28年3月に防府市耐震改修促進計画を見直しております。その見直しの内容でございますが、建築物の耐震化と合わせて、土砂災害特別警戒区域内の建築物を崖地の崩壊等から守るために、建築物の周囲に擁壁を構築するための費用の一部を助成する制度の規定を追加するとともに、計画の効力の適用期間を延長する附則を設けたものでございます。

この耐震改修促進計画における耐震診断及び耐震改修につきましては、市広報4月号で当該年度の募集の告知を行い、6月号で募集の御案内を、そして、8月号で追加募集の御案内を行っております。しかしながら、県内における他の特定行政庁と同様、毎年、目標とする戸数に達することが難しい状況となっております。

議員御質問の住宅の耐震化への今後の取り組みにつきましては、市民の皆様の防災意識の向上に寄与するとともに、できる限り多くの皆様に住宅耐震化の重要性や耐震化に対する支援の制度を知っていただくために、市広報につきましては、文字だけではなく挿絵や写真を入れるなど、小さなことではございますが、少しでも市民の皆様の目にとまるよう工夫をまいります。

また、建築課の窓口で御紹介しております各種制度に関するチラシにつきましては、読みやすくわかりやすい文字にするなどの見直しを行ってまいります。そのほか、チラシを置く場所につきましても、来庁者の多い部署や公民館に拡充をいたします。

さらに、新年度におきましては、全ての自治会にチラシをお送りして、各世帯に回覧をしていただきたいと考えております。時期につきましては6月を予定しております。現在、その準備を進めているところでございます。今後とも住宅耐震化の重要性と支援制度

について、なお一層の周知に努めてまいります。

次に、代理受領制度の導入についての御質問でございますが、代理受領制度と申しますのは、申請者が耐震改修に係る費用を工業者に支払う際に、実際にかかった費用から補助金額を差し引いた残りの額を工業者に支払うもので、補助金につきましては、市から直接工業者に支払うという制度でございます。

この代理受領制度につきましては、山口県が導入すると伺っておりますことから、制度の内容について研究するとともに、要綱の改正などにつきましても、山口県と連携しながら積極的に導入する方針で検討してまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

この計画が耐震性のない住宅数を1万2,160戸から約4,500戸まで減少させるという計画でございますから大変な計画です。

今の現状をもう少しお尋ねしたいんですが、市では、地震による住宅の倒壊被害を未然に防止するためということで、防府市住宅・建築物耐震化促進事業を実施しています。その利用状況をお尋ねをしたいと思います。

この事業を改めて説明するまでもなく、無料で耐震診断員が派遣される耐震診断、それから、1戸当たり補助対象を90万円以内といたしまして、補助金は補助対象の3分の2以内、ですから、上限が60万円以内とする、こういう事業でございますけれども、過去3年間の実績、どれだけ利用があったのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

本市の過去3年間の耐震化事業の実績についてでございます。

まず、耐震診断の実績につきましては、平成25年度が20件、平成26年度が13件、平成27年度が7件となっております。参考までに、今年度、平成28年度は現時点で20件でございます。

次に、耐震改修の実績でございますが、平成25年度が3件、平成27年度、1年飛びますが、これが1件でございます。平成26年度と28年度につきましては、実績はございません。

以上です。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 御答弁いただきましたように、このせつかくいい制度、事業が極めて利用が少ない状況でございます。

耐震改修工事にはお金が大変かかります。いずれ地震は起きるかもしれないが、今、急ぐ必要もないのではとか、いや、必要性をそれほど感じないとか等々、いろんな理由があると思います。

しかし、昨年の4月に起こりました熊本地震、前震はマグニチュード6.5、本震が7.3でございましたけれども、耐震補強の必要性を改めて示しております。

新聞報道によりますと、益城町で調査した木造住宅の年代別倒壊率は、1981年、昭和56年5月以前の旧耐震基準の建物で倒壊した率、これは28.2%、それから、1981年6月から2000年5月までの新耐震基準の建物の倒壊率、これが8.7%、2000年6月以降の新・新耐震基準、新たにできたんですが、これは2.2%であったと報告をされております。

本当にこの数値を見ても、耐震補強の効果の大きさがわかります。

市においては、住宅の地震に対する安全性の向上に関する啓発あるいは相談体制の整備、情報提供の充実など、先ほど御答弁もありましたけれども、強化していかなければならない市民の安心・安全にかかわる重要な課題であると認識しておりますが、もう少し相談体制の問題等、具体的な取り組みの方向をお示しただけならというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

住宅の耐震化は早急に取り組むべき課題でありますことから、昨年度、県内においても相談会が開催されており、昨年の5月には、山口県きらめき住まいづくりセンター、こちらの主催で耐震診断相談会が開催されております。本年度も、今の時点では未定ではございますが、開催が予定されているとのことでございます。

また、昨年7月15日には、建築士会の御協力をいただきまして、防府市の主催で木造住宅耐震診断無料相談会を開催いたしましたところ、当日は6件の御相談がございました。

さらに、新たな取り組みといたしまして、山口県が県内19市町で耐震説明会、個別無料相談会を開催するとのことでございますので、市といたしましても、県と連携しながら住宅耐震化の普及・啓発に努めてまいります。

次に、情報の提供につきましては、今後の取り組みといたしまして、防府商工会議所が行っておられます住宅リフォームの相談の際に、住宅耐震化に関する助成制度の御紹介な

どができないものかと考えております。

そのほか、山口放送の防府市政だよりなどのテレビ媒体の活用や市民課のロビーにございます広告つき番号案内表示システムを活用することなども考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 工事費の負担軽減の問題としても、私、関係機関との連携による代理受領制度というのを提案させていただきましたけれども、既に山口県のほうもいろいろ御検討のようでした。

御答弁では、県と連携して積極的に検討すると、こういう御回答でございましたので、ぜひこれを進めていただきたいと思います。少しでも住宅の耐震化が進むように、制度の充実が図れることを要望しておきます。

全国的にもなかなか進んでいかないこの問題にどう対応していくか、いろいろほかの自治体の状況も調べてみました。

他市の例を少し紹介しますと、兵庫県川西市の住宅耐震改修促進事業、これを調べさせていただきました。これは補助内容も大変多くある。例えば耐震改修工事費補助、あるいはシェルター型工事費補助、それから、屋根軽量化工事費、あるいは建て替え工事、さらに、防災ベッドなど設置助成等、こういった事業を県と連携しながら、きめ細かく事業が展開されているんです。

まさに、県によってこれほどの差があるのかと驚くほどですけれども、ぜひ市としても先進事例を参考に、補助内容につきましても見直しをされるように要望いたしておきます。

また、耐震工事が非常に積極的に行われているのが高知県でございますけれども、ここでは、業者の団体、それから、県あるいは市町が協力をして、災害に強い地域づくりに取り組んでおられるわけですけれども、この中で、ある新聞を見ましたら、四万十町の例が紹介されてありました。

ここでは、耐震診断、耐震工事は、地元業者に仕事をもたらして地域経済の好循環をつくり出していく状況があるというふうに、こういう見出しが書かれてありました。地域経済の好循環を生み出す耐震化事業です。こういう状況があると。しかも、その耐震工事の特徴が愛知県で生み出された工法だというふうに聞いておりますが、愛知県で大学と行政と民間企業が協力いたしまして開発されました耐震化工事の低コスト工法、非常に安くこういった耐震化工事ができるという、この低コスト工法を取り入れたと紹介がされておりました。

事業者の方もどうやったら耐震化が進むかということを大変熱心に研究をされておりま

す。

耐震化は住民の安全・安心な住環境の確保と、まさに、私どもがずっと提案しております住宅店舗リフォーム助成と同様に、地域経済の振興という点からも、あるいは、また災害に強いまちづくりという点からも、大変重要な事業であるというふうに感じております。

御答弁をいただきましたこれが積極的に展開されますことを強く要望いたしまして、さらに事業が拡大されることを要望して、この項は終わりたいと思います。

○議長（松村 学君） ここで質問の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時 3分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

10番、山本議員の2項目めの質問から再開いたします。それでは、10番、山本議員、始めてください。

○10番（山本 久江君） それでは、午前中に引き続きまして質問をいたします。よろしく願いいたします。

質問の第2点目は、防府市奨学金制度の拡充についてお尋ねをいたします。

まず、市独自の給付型奨学金制度の創設について質問をいたします。

国では、来年度、2017年度から給付型奨学金の制度をスタートしようとしています。これまで、政府は日本に私立の学校が多いことや進学しない者との税負担の公平性などを理由に貸与制に固執してきましたが、ようやく国民の声に答えて実施されることになりました。しかしながら、その対象は極めて限られておりまして、必要な学生に本当に届くようにするためには、一層の拡充が求められております。私は、これまでも市独自の給付型奨学金制度が実施できないか、何度も質問をさせていただきましたが、いまだ困難であるということでございます。

格差と貧困が拡大をいたしまして、親の経済格差による進学格差、また、大学生のいわゆるブラックバイト、奨学金返還困難者の窮状が、今、社会問題化いたしております。

2014年度、日本学生支援機構が調査をいたしました学生生活調査では、大学昼間部でアルバイトをしている学生は73.2%、そのうち家計からの給付のみでは就学継続困難及び家計からの給付なしの回答が20.9%あったそうでございます。

多くの自治体でこうした若者たちを支援していこうと、就学が困難な人に対して給付型

の奨学金制度を設けております。例えば千葉県浦安市ですけれども、平成27年度から奨学支援金支給制度を実施、高校生月額5,000円、大学生月額1万5,000円、こういった制度がつくられ、支給をされまして、大変喜ばれております。

防府市におきましても、給付型奨学金の実施が検討できないかお尋ねをいたします。

2点目に、奨学金貸付の時期の見直しについてお尋ねをいたします。

市の奨学資金貸付制度は、毎年度4月、7月、10月、1月に貸付が行われますが、新奨学生——新しい奨学金制度を受けられるようになった新奨学生の初年度は、4月から9月分を9月中旬ごろに貸し付けるようになっております。初年度は利用者にとっても大変な時期であります。もう少し早く貸付ができないものかお尋ねをいたします。

萩市では、給付型奨学金制度を設けておられますが、従来の4月から入学前の3月に前倒しすることを決められたそうですけれども、報道によりますと、市長さんは、事務作業は煩雑になるが柔軟に対応したいと利用者の立場で制度運用を図るお考えを述べておられます。

防府市は、貸付制度ではありますが、金銭負担の大きい初年度、もう少し早くならないか検討をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の市独自の給付型奨学金制度の創設についてでございますが、本市では、現在、総額9,915万8,000円の定額基金を利用しまして、月額3万円の貸付型奨学金制度を運用しております。あわせて、大学等を卒業後、市内に定住する意思を持つ方を対象に、定住促進奨学金として1万円を加算して貸付をいたしております。

なお、平成28年度には、その定住促進奨学金について、卒業後3年以上市内に住まれた方を対象に、返還の支援を行う制度を創設いたしましたところでございます。

議員御案内のとおり、国においては独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業において、平成29年度から一定の条件のもと、給付型奨学金が創設されることとなっております。

県内におきましても、給付型の奨学金を実施している市はございますが、これらの多くは個人や法人からの寄附金を財源に運用されております。

本市における給付型奨学金の創設につきましては、給付対象者の選定方法、給付の条件、さらには将来にわたって奨学金制度を継続していくための財源確保など、しっかりとした制度設計が必要になると考えております。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、学習意欲のある優秀な学生への経済

的な修学支援といった本来の目的を果たすため、当面は、現在の貸付金制度や、先ほど申しました、昨年創設しました定住促進奨学金返還支援制度のさらなる周知に努めるとともに、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられました重点施策であるこの定住促進奨学金について、返還支援制度の効果を検証し、今後の対応策を研究してまいります。

次に、2点目の奨学金貸付の時期の見直しについてでございますが、本市の奨学金制度は大学等の学生を対象に申請を受け付けることとなっておりますので、受付期間を4月1日から5月20日までといたしております。その後、選考審査会の審査を経て、教育委員会で決定した貸付者について、他の奨学金貸付制度との併用の有無を確認する必要があるため、日数を要しているのが実情でございます。

貸付時期につきましては、平成25年度に審査会の開催時期の見直しなどを実施いたしまして、貸付時期を約1カ月程度早めたところでございますが、今後は他市の先進事例等を検証した上で研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。

御答弁では、給付型奨学金は実施が難しいと、研究するというところでございましたが、国が不十分な点はあるにしても奨学金に対する考え方を大きく変えてきているわけです。そうした中で、本市においても奨学金制度をもっと利用者の立場に立った、若者を支援するような、そういった制度に変えてほしいと願っているわけですが、大変残念でございます。

県内でも、例えば宇部市では、経済的に困難な状況にありながら、強く学ぶ意欲のある生徒を励ますためということで、宇部市奨学基金を設置をされまして、高等学校または高等専門学校への入学時に10万円の奨学金を給付すると、こういう自治体もあるわけです。ぜひ、引き続き前向きに検討していただくようお願いをいたしておきます。

さて、現在の貸与制の制度ですけれども、利用状況が大変気になります、どのようになっているのか、そのあたりを御答弁いただけたらと思います。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

過去3年間の、これは新たに貸付を受けられた方の人数でございますが、平成26年度は2人、平成27年度は6人、平成28年度は2人となっております。

以上です。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 御答弁にありましたように、制度の趣旨から考えますと、もう少し利用があってもいいかなというふうに感じておりますけれども、制度の紹介、あるいは情報提供、十分になされているのかどうか、また、こういった点での今後の方向性といえますか、情報提供等に対して御答弁をいただけたらと思います。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

従来から、市の広報、それからホームページはもとより市内高等学校へ文書を送付しまして制度の周知を実施しておりますけど、やはり利用者の増加を図る必要があるということで、昨年度、28年度からは市民課の窓口を設置しております電光掲示板への掲載、それから、コミュニティFMでのPR、また新たな取り組みとしまして、この3月26日から4月1日までの間、山口ケーブルビジョンの番組におきまして、防府市のお知らせとしてこの奨学金制度をPRする予定としております。

さらに、先ほど申しました各高等学校への通知ですが、従来は文書送付だけをしておりますが、今回からは、昨年暮れからなんですが、直接職員が各高等学校に出向きまして、この奨学金制度の説明を実施しております、これは高等学校の奨学金担当者の方、担当の先生に紹介しております。さらなる利用に周知が必要だというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） まだまだこういった制度が知られていないという面もございますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

これは1年前の調査ですけれども、大学時代などに奨学金を借りた若い世代の4割が返済を苦しいと感じているとのアンケート結果、これは労働者福祉中央協議会というところが調査をされまして、公表されております。4割の若い世代が苦しいと。まさに奨学金地獄と言われているような状況もございます。市の制度でも返済が困難な方もおられます。そういった意味からも、やはり給付型の奨学金制度、ぜひ実施をしていただきたいと、これは強く要望いたしておきます。

次に、貸付の時期の見直しですけれども、県内13市、この中には奨学金制度を持っていないところもあるんですけれども、私、どういう状況になっているのか、貸付時期をお尋ねをいたしました。聞きますと、防府市のように夏が過ぎて9月中旬というところはありませんでした。例えば下関市は4月の下旬に貸付すると、岩国市は6月末、山口市は8月以降というふうになっています。下松市は5月の中旬、周南市は7月、光市も7月、

美祿市も5月、柳井市7月です。初めて大学——高校もそうですけれども、初年度というのはいろいろ負担がかかる。4月からの奨学金を9月にならないと貸し付けてもらえないというのは、これは何としてももう少し早くならないかと。

県内の動きもぜひ見ていただきまして、段取りにいろいろ時間がかかったり、手間もかかるわけですけれども、そういったこともほかの市はクリアしながら進めておられるわけで、ぜひ参考に、もう少し早く貸し付けが行われるように強く要望いたしておきます。よろしくお願いいたします。

以上でこの項は終わります。

それでは最後に、JR大道駅のバリアフリー化についてお尋ねをいたします。

最初に、関係機関との協議の経過についてお伺いをいたします。

国では、鉄道駅のバリアフリー化の必要性について次のように述べております。ちょっと読んでみます。

日本では、2010年に超高齢社会に突入し、今後、さらに高齢化が進んでいく中で、障害者の方も含め、あらゆる人が活力ある日常生活を送り、社会活動に参加できるユニバーサル社会の実現がますます求められることとなります。

特に、公共交通機関の骨格をなす鉄道駅は、国民生活にとって大変重要な社会基盤であり、そのバリアフリー化の推進は社会的にも急務の課題であると言えます。

こういうふうに国はその必要性を協調しております。

私はこれまで大道駅のバリアフリー化につきまして、これも何度も質問をさせていただきました。大道駅は橋上駅として平成16年3月に総事業費5億2,000万円をかけて改築をされました。駅舎機能に駅の南北を結ぶ自由通路が併設をされまして、改札口に上がるエレベーターや多目的トイレの設置、点字ブロックの整備などが行われましたが、駅ホームへは階段を利用しなければならず、また、電車の停車時に駅のホームと車両との間隔が広く、さらに30センチ以上の段差があるために、高齢者の方、また、障害者の方々、妊産婦の方などには大変利用しにくい状況でございます。もちろん、車椅子の方はお1人では利用できません。

こうした状況を1日でも早く改善してほしいとJRへの働きかけを求めてきたわけですが、市に対するJRの回答は、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のバリアフリー化が未整備の駅について、地元自治体と協議を行い、現在、可能な限り整備を進めていると。大道駅、富海駅はこの対象とならず、現時点では整備の計画はないとのことでした。

これは平成26年12月の回答ですけれども、この間、JRや国に対して、市としてど

のような協議がなされているのか、その点をまずお尋ねをしたいと思います。

質問の２点目に、地域公共交通網形成計画におけるＪＲ駅バリアフリー化の位置づけについてお尋ねをいたします。

２０１４年、交通政策基本法の理念に沿って、事業者の事業運営に任せていたこれまでの枠組みから脱却をして地方公共団体が中心となり、——これが主な点ですね、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するため、地域公共交通網形成計画を策定できるよう、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、これが大幅に改正をされました。

県や市町は、国との適切な役割分担を踏まえて、それぞれが所管する行政区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定して実施するとともに、市はみずからの行政区域に影響を及ぼす地域交通について、主体的に担います。

我が市では、２月２３日、私も傍聴させていただきましたが、第１回防府市地域公共交通活性化協議会が開催をされまして、今後、地域公共交通網形成計画の策定に向けて協議が開始をされました。地域や公共交通の現状を踏まえて、利用しやすく持続可能な公共交通の形成のため、鉄道駅の果たす役割は大きく、利用者に負担や不安の少ない利用環境をつくっていくことは、計画策定の上で重要なポイントとなるのではないかと私は考えております。

市において、計画におけるＪＲ駅バリアフリー化の位置づけをどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

国におかれましては、高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、高齢者や障害者の方の円滑な移動及び建築物などの施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することとされております。

このバリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針では、当初、１日当たりの平均利用者数５，０００人以上の駅がバリアフリー化の整備対象とされていたところですが、平成２３年３月の改正で、１日平均利用者数３，０００人以上の駅を平成３２年度までにバリアフリー化することが新たな目標とされております。

このような中、この基準を満たす防府駅は、平成２１年３月にエレベーターが設置されておりますが、大道駅については、平成２７年度の１日の平均利用者数が２，４６０人、富海駅については４６０人となっており、いまだバリアフリー化ができていない状況でござ

ざいます。

このため、大道駅につきましては平成21年から、富海駅については同23年から西日本旅客鉄道株式会社に対しまして、バリアフリー化に向けた施設改善の要望を継続して行っております。

ちなみに申し上げますと、平成23年7月には副市長が同社の広島支社を訪問しておりますとともに、平成24年12月と平成25年11月には私自身が広島支社に直接出向いて要望いたしております。

平成26年12月議会での一般質問以降、どのような協議が進められてきたかとお尋ねでしたが、同年12月11日には総合政策部長が広島支社を訪問し、両駅のバリアフリー化について要望いたしております。

また、西日本旅客鉄道株式会社では、国の基本方針を受け、1日の平均利用者数が3,000人以上の駅について、バリアフリー化の整備を進められておりますことから、この基準の引き下げについて、市長会を通じて国土交通省へ要望するとともに、西日本旅客鉄道株式会社へは、基準を満たさない駅についても列車とホームの隙間、段差、あるいは階段の上り下りの不自由さの解消について、積極的に取り組まれるよう要望いたしております。

私も、都度、駅の関係者の方々にこのようなお願いをいたしているところでございます。

こうした要望に対しまして、国土交通省からはバリアフリー化を推進するための支援策の拡充に関する回答はございましたが、基準の引き下げについての直接的な回答は得られておりません。

また、西日本旅客鉄道株式会社からは、山口県においては、整備対象となっている駅の大半が未整備であり、その早期整備に向け、関係自治体の支援・協力をいただきたい旨と、基準を満たさない駅についても自治体からの要望に基づき検討・協議を行い、計画的に整備していきたい旨の回答を受けております。

その後も平成27年8月と同28年9月に県を通じて要望を行っておりますほか、先ほども申し上げましたように、機会あるごとに話をさせていただいており、昨年10月に山口県周南総合庁舎において開催されました鉄道利用促進についての協議の場なるものにおきまして、今後、平成32年度まで1日平均利用者3,000人以上の未整備駅の工事が立て込むことが予想されるため、3,000人未満の駅については早期の整備は困難であろうとの厳しいお話が出ていたとのことでございます。

なお、あわせて要望しておりました富海駅のトイレの水洗化につきましては、同社から無人駅のトイレの水洗化は行わないとの明確な方針を伝えられましたことから、市として

多目的トイレを備えた施設整備を行うことといたしまして、新年度の予算の中にこれを計上いたしているところでございます。

いずれにいたしましても、国の基本方針でバリアフリー化の整備目標年次とされている平成32年度も間近となつてきておりますことから、次なる基準の緩和も含めまして、大道駅、富海駅のバリアフリー化について、引き続き粘り強く要望してまいりたいと存じます。

次に、2点目の地域公共交通網形成計画におけるJR駅バリアフリー化の位置づけについてでございますが、公共交通の利用者数は年々減少傾向にあり、交通事業者の経営悪化やサービス水準の低下が、さらなる利用者の減少を招く負のスパイラルに陥っている状況が続いております。

こうした中、本市では「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通網形成計画を、平成29年度中に策定することとしておりまして、その検討組織といたしまして、学識経験者、市民代表、交通事業者などの皆様や、本市からは副市長が委員として参加いたします防府市地域公共交通活性化協議会を設置し、本年2月23日に第1回目の会議を開催したところでございます。

議員のお示しのとおり、地域公共交通網形成計画は、地方公共団体が中心となってまちづくりと連携し、利便性と効率性を向上させ、持続可能な公共交通ネットワークを形成していこうとするものでございます。

この中で、本市の中心を東西に貫くJR山陽本線は、市内移動のみならず、他都市との広域移動を担う公共交通の基盤となるものでありまして、本市の表玄関の役割を担う防府駅をはじめ、東西の玄関口となる富海駅、大道駅は、いずれも公共交通ネットワークの極めて重要な交通結節点でございます。

今後、さらに高齢化が進む中で、障害者の方々も含め、誰もが安全で利用しやすい移動手段の確保は不可欠でございまして、計画策定において、バス路線網の再編、タクシーの利用活用や新たな公共交通の導入などの検討とあわせ、鉄道駅のバリアフリー化をはじめとする利用環境の整備について、その道筋を明らかにしてまいり所存でございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 時間が押してまいりましたが、市は、地域公共交通網形成計画を策定していく新たな段階に進んでいるという現在の状況でございます。

御答弁にありましたように、鉄道駅は公共交通ネットワークの極めて重要な交通結節点でありますから、バリアフリー化の解決なくして計画を総合的に進めていくことは困難で

はないかというふうに私は感じております。

現に、矛盾も今、出ています。大道切畑地区で運行されているデマンドタクシーですけれども、大変な御協力で制度が進んでおりますが、せっかくスムーズに大道駅まで行って、電車に乗り継ごうと思っても、肝心の駅の利用が難しければ、まさに、この事業そのものの意味が問われてくるわけです。実際にこういう矛盾が出ている。

それから、ホームなどは、いつ高齢の方の事故が起こっても不思議ではない状況がございます。30センチ以上の段差、あれは本当に危ないです。また、車椅子の方は利用が困難ですけれども、自転車置き場には車椅子マークがちゃんと書いてあるんです。これは本当に障害者の方の立場に立っていないということを示すのではないのでしょうか。

この計画は、市が中心となって、まちづくりと連携をして持続可能な公共交通ネットワークを形成するものでありますから、駅のバリアフリー化については、これまでもずっとJRに要望をされてまいりました。大変な御苦勞であったと思うんですが、同時に、こういう交通網形成計画を策定する、これは市が中心となってやっていくわけですから、市が財政的な問題も含めて積極的にこの問題を解決をしていく、かかわっていくことの必要性が問われているのではないか、私にはそのようにも感じているんです。この網計画は、市のまちづくりに関係するわけですから、その点でもぜひ御検討をいただけたらと思います。

高齢化が一層進む中で、誰でも安心して利用できる駅になるように、網計画の中心的役割を果たす市がより積極的に取り組まれることを強く要望いたしまして、時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、10番、山本議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、23番、清水力志議員。

〔23番 清水 力志君 登壇〕

○23番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。執行部の皆様には、何とぞ誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、就学援助制度について御質問をさせていただきます。

就学援助制度は、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、公立小学校及び中学校への就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対

し、学用品費などの就学上必要な経費の一部を援助する制度で、この制度の対象となるのは、生活保護法に規定されている要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者であり、その認定基準は各自治体が規定しております。

日本国憲法第26条第2項では、義務教育はこれを無償とすると定めておりますが、例えば中学校に入学する生徒は、制服代、かばん代、体操服代などで入学時に10万円以上かかるケースもあるそうです。

2016年2月17日付、西日本新聞の記事に「制服買えず入学式欠席」という記事がありました。この記事で取材を受けた中学校の先生は、スタートから子どもがつまずくことはあってはならないとコメントされておりますし、その後のいじめにもつながる事態も懸念されるようです。

2017年度政府予算案で、要保護世帯、つまり生活保護世帯と同程度に困窮している世帯に対する就学援助のうち、新入学の児童・生徒に対する学用品費の補助単価が小学校で2万470円から4万600円に、中学校で2万3,550円から4万7,400円にと、およそ2倍に引き上げられました。これは、日本共産党の参議院議員が昨年5月24日に行われました参議院文教科学委員会で、新入生のほぼ全員が購入するランドセルや制服などの費用と就学援助の額が大きくかい離していると指摘し、抜本的に引き上げるよう強く求めてきたものであります。

次に、新入学児童・生徒学用品費の支給時期についてです。

多くの自治体は、支給対象世帯かどうかを入学前年の世帯所得で判断するため、所得に基づく納税額が確定する5月ごろから認定作業を行い、6月か7月に支給するのが一般的です。恐らく防府市も現在はこの方法だと思われます。

ところで、2017年2月4日付、朝日新聞に「入学準備金前倒し広がる、6、7月から前年度中に支給」という記事がありましたので、少しばかり御紹介させていただきます。

この記事によりますと、「少なくとも全国の約80の市区町村が支給時期を入学後から制服購入などで出費がかさむ入学前に変更していた。北海道室蘭市では、前々年の所得世帯をもとに対象世帯を決めることにし、支給時期を前倒した。2015年から3月支給を開始している福岡県福岡市の担当者は、子どもの貧困が全国的な問題になる中、市民サービス向上につながると考えた。東京都八王子市の担当者は、予算措置を伴う貧困対策はなかなかできない。前倒しは、事務手続きの見直しで可能なため決めた。また、市民の立場からは、娘の中学入学までに用意するものがたくさんある。3月に入学準備金をもらえるとありがたい」ということが書かれておりました。

山口県内でも萩市と長門市がこの3月から支給を前倒ししております。このことについて

て、私が萩市の学校教育課に問い合わせてみると、「前々年の世帯所得をもとに対象世帯を決めております。新入生のための新入学児童・生徒学用品費ですから、入学前に渡すのが当然でしょう」と、実に明快な回答が返ってきました。

次に、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費についてです。

学校生活におけるクラブ活動や生徒会活動は、とても大きな役割を持っております。

クラブ活動においては、運動部であれば自主的に好きな運動に参加することにより、スポーツに生涯楽しむ能力を育てる効果があり、また、文化部であれば芸術文化に触れ親しむことや地域との交流を深める絶好の機会でもあります。

生徒会活動においては、集団や社会の一員として、よりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする、自主的、実践的な態度を育てる効果があり、ともに学級や学年を離れて、児童・生徒が活動を組織し展開することにより、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師と密接に触れ合う場としても大きな意義を有するものです。

また、P T A活動においては、親と教師が協力して教育に関して理解を深め、教育の振興に努め、さらには児童・生徒の校外における生活の指導や地域における教育環境の改善、充実を行い、児童・生徒の健全な成長を図ることには欠かせない活動ともいえます。

いずれも児童・生徒の人間形成を支援するものであることはもとより、明るい学校生活を一層保証するとともに、児童・生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものであり、学業と同様に必要不可欠であります。

しかしながら、クラブ活動においては、競技によっては多額な費用が必要であり、また、生徒会やP T Aにおいても、健全な運用のためには、生徒会費、P T A会費が必要なのも事実です。

そこで、御質問をさせていただきます。

まず1つ目に、2017年度の政府予算案で要保護世帯の新入学児童・生徒学用品費の補助単価が小学校で2万4700円から4万6000円に、中学校で2万3,550円から4万7,400円にと、およそ2倍に引き上げられましたが、この引き上げられた補助単価を準要保護世帯にも適用できないでしょうか。

2つ目に、新入学児童・生徒学用品費の支給時期についてですが、先ほども申し上げたとおり、入学前に支給する自治体が増え始めております。山口県でも萩市と長門市が行っておりますが、防府市も同様に入学前に支給はできないでしょうか。

3つ目に、就学援助対象費用の中に、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費は現在設定されておられません。先ほども言いましたように、こういった課外活動も学業同様に大変重

要な活動でございます。これらの費用も支給できませんでしょうか。

以上3点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の準要保護世帯への要保護世帯の単価の適用についての御質問でございますが、本市における就学援助費の交付対象は、要保護者及び準要保護者でございます。援助額は文部科学大臣が定める国の補助限度額を基準として定めることといたしております。

このたび、文部科学省より通知された29年度の要保護児童・生徒援助費補助金の予算案について、先ほど議員御紹介がありましたが、新入学児童・生徒学用品費等の予算単価が、小学生が2万470円から4万600円に、中学生が2万3,550円から4万7,400円に見直しをされました。この見直しは、実態に合わせるために増額改定されたものと推察いたしております。

本市におきましても、要保護世帯に対してはこの基準により対応してまいります。また、準要保護世帯に対しましても同様な状況にあると思われまますので、その趣旨を踏まえた対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の新入学児童・生徒の学用品費等の支給時期についての御質問でございます。

新入学児童・生徒学用品費等の支給については、保護者の負担軽減を図るため、支給対象を昨年度までは4月認定者に限っていたものを、今年度からは7月認定者まで本市では拡大いたしました。

御指摘のとおり、支給時期を入学前にすることは、入学準備をする保護者への一助になると認識はいたしております。しかしながら、先ほども御紹介がありましたが、認定には所得状況の確認ということが必要になりまして、前年の所得というのは6月以降にわかるわけなんです。これは先ほど御紹介がありましたけど、入学前の確認となると2年前の所得状況で判断するという、そういった1つの実情と合うかどうかというその課題と、また、入学前に例えば他市に転出した場合の対応、こういったさまざまな課題が残るのは事実でございます。

これらの課題を踏まえまして、今後、国や他市のそういった先進的な取り組みを注視しながら研究してまいりたいと考えております。

最後に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給できないかという御質問にお答えいたします。

平成25年3月議会及び28年3月議会でも答弁いたしておりますが、学校生活におけるクラブ活動や生徒会活動などは、児童・生徒の心身を健全に育成し、社会性や協調性を身につけるうえで大変有意義である活動であるというふうに教育委員会では認識をいたしております。

しかしながら、御紹介がありましたように、要保護世帯については、これらの経費が生活保護における教育扶助として措置はされておりますものの、準要保護世帯については、国庫補助金が削減され、財政的に制度運営が非常に厳しい中、また、県内他市においても支給対象項目に加えている例はなく、実施する予定のある市もございません。

現在のところ、本市では、これらを支給対象項目に加えることは困難であると考えております。御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） それでは、再質問をさせていただきます。

就学援助制度のお知らせは、どのような方法でされていますか。また、申請書の回収方法はどのような方法でされていますでしょうか。

御答弁よろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

周知の方法につきましては、募集時期に合わせて、毎年3月に市広報で申請受付のお知らせを掲載しております。また、あわせて全ての保護者に小・中学校を通じまして、制度のパンフレットと申請書類を配付いたしております。

それから、新入学児童につきましては、保護者の全員が来られるはずでございます入学式において、同様の書類を配付しております。

また、そのほかホームページへ制度の詳細を掲載しておりまして、今年度からは、先ほど奨学金でもございましたが、コミュニティFMへの周知、それから、市役所の4号館1階のロビーにあります市民課の番号案内機での広報も始めております。こういったあらゆる方法で制度の周知に努めています。

それから、本市では申請の回収方法につきましては、小・中学校を経由せず、直接保護者が学校教育課の窓口へ提出するという方法をとっております。窓口の対応には十分に配慮しているところでございますが、今後は、郵送による受付というののもちょっと研究してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 済みません。ちょっと1つ確認なんですけど、学校を通じてということは、先生が児童・生徒にプリントを渡すとか、パンフレットを渡すとか、そういう形でよろしいでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

これは、全ての児童・生徒にパンフレットを配っております。学校担任を通じまして、各保護者宛てのお知らせのプリントという形でお配りしております。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） わかりました。

学校で配られるプリントとか、パンフレット類は、しょっちゅう生徒さんが、子どもが親に出し忘れることがあります。何らかのトラブルで、たいていの場合は子どもの出し忘れがほとんどだと思いますが、保護者に届かずに提出期限が来てしまうということが考えられます。これが受給を継続している場合なら、後々気づくこともあり得るでしょうが、新規の場合はどうでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 同じように今の話なんですけど、制度のパンフレット、新規・継続にかかわらず、全てプリントを配っておるんですが、まず、各学校長にまたプッシュいたしておりまして、各担任からも児童・生徒にわかりやすく、これはお家に持って帰って必ず出してください、大事なものですよということで、ほかのプリントや連絡帳も一緒なんですけど、こういったことをプッシュしながら、念押ししながら、ただ事務的に配るというのじゃなくて、一声、そういったものを申し添えて、学校で配慮するよという、そういう指導はいたしております。

以上です。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 次に、申請書の提出のときなんですけど、何らかの後ろめたさやためらいを感じる御家庭がいたとしたらどうでしょうか。申請書の提出を誰にも知られたくない御家庭がいることに配慮する必要性もあるのではないのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

先ほど申しましたように、本市の場合には、小・中学校を一切経由しておりません。直

接保護者が窓口にといいことで、その窓口というのは、学校教育課の受付窓口を設けております。こちらの対応する際には、職員は十分配慮しながら対応しておりますけど、先ほど私が答弁いたしましたように、今後、県内ではちょっと例がないんですけど、郵送での受付というのができないか、ちょっとこの辺もいろいろ研究してみたいと思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 次に、準要保護世帯についてお聞きします。

準要保護世帯への就学援助については、国と地方の税財源を見直す三位一体の改革で、国庫補助が2005年度に廃止され、市町村に財源と権限が移譲されました。

防府市の場合、準要保護世帯の認定基準は、生活保護基準の1.3倍以下とされております。2013年8月には、生活保護基準が引き下げられましたが、準要保護世帯の認定基準に関しては、生活保護基準が現在も切り下げられる前の水準で算定されております。今後もこの水準を維持していただきたいのですが、お願いできるでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えします。

本市における就学援助費の認定でございますが、文科省の特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額というものがあまして、これをもとに算出した所得基準額に1.3を乗じた金額より所得が少ない世帯を対象としております。

この文科省の基準額ですが、平成25年度に先ほど議員が紹介されました生活保護基準額が見直しをされる以前の額で定めておられますので、今後につきましても、この基準額で認定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 先ほど申し上げましたように、学校入学時における費用はかなりの負担がかかります。一定の収入がある御家庭や祖父母の援助が得られる御家庭であれば、それほど負担ではないかもしれませんが、経済的に厳しい御家庭にとって、新入学の季節を迎えて、子どもの晴れやかな顔はうれしいものですが、親は出費で頭を抱える季節でもあります。

防府市の就学援助制度においても、この制度が本当に必要な御家庭にとって、さらに使いやすくなり、子どもの家庭の経済的困難を教育を受ける権利の問題として捉え、制度の充実を図っていくことができますようお願いいたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

次に、中小・零細企業廃業と雇用支援制度について御質問をさせていただきます。

今から10年前、私は派遣労働者として防府市内で働いていました。そして、2008年にリーマンショックに端を発した派遣労働者の大量解雇、いわゆる派遣切りが全国で行われ、社会問題になったとき、私も突然契約打ち切りを言い渡され、派遣切りに遭いました。そのときに勤めていた派遣会社の企業が違法労働行為を行って、長年にわたり派遣労働者を使っていたことが明らかになり、その事実を知った私は、一緒に働いていた14名の元派遣労働者とともに、派遣先の企業を相手に、正社員の地位を求めて山口地方裁判所に提訴して、5年3カ月の間、裁判で戦いました。

派遣切りに遭った後も、その当時、40歳を超えていた私に見合う求人は、雇用期間を決められた非正規雇用しかなく、非正規労働者として幾つかの会社を転々といたしました。仕事に対するやりがいや充実を感じるよりも、雇用契約を延長してもらえるだろうか、来月もこの会社で働けるだろうかという不安の中で、何年間も仕事をしていました。

派遣先の会社によっては、正社員登用制度というものがありませんでしたが、私の年齢だけを理由に断られることも多々ありました。雇用契約が終了して、その会社を去るときに、「清水さんには定年までここで働いてほしいんだけど、法律で決められたことだから何もできない。恩をあだで返すようなことになってしまって本当に申しわけない」と、悲しそうに頭を下げる上司の姿が今でも私の目に焼きついております。

この経験から、誰もが安心して希望を持って働ける、そんな防府市であってほしいという思いが私にはとても強くあります。

2017年2月8日付、朝日新聞に、昨年の山口県内事業者の休廃業、解散件数が倒産の6倍以上にのぼったとの記事がありました。その記事によりますと、「業績の回復が期待できない中で、代表者の高齢化、後継者不在などの問題がある。スムーズに事業継承が進まなければ、年を追うごとに休廃業や解散を選択する企業は増加するだろう」と書かれていました。

農業をはじめとする第一次産業でも後継者不足が深刻となっている昨今ではございますが、同じような問題が中小・零細企業にも起きていることは事実です。言うまでもなく、日本の企業のほとんどが中小・零細企業であり、そして、その中小・零細企業がそれぞれの地域の経済や住んでいる人の生活や暮らしを支えております。

地域の中小・零細企業が元気に活動していくために、ベンチャー企業や大企業の誘致も必要かもしれませんが、地域の中小・零細企業を、雇用と人材育成という面でも支えていくことが必要です。

全国では、人材育成のためのさまざまな取り組みが行われております。例えば宮城県で

は、新規高卒者を雇用した事業主に1人当たり10万円から30万円の助成をする制度が大変よろこばれております。京都府では、卒業生で就職が決まっていない高校生100人を対象に、4カ月間雇用し、月8万円の賃金を支給しながら、さまざまな業種においての人材育成プログラムを受けることができる制度。秋田県では、就職できなかった高卒者に対し、専修学校や企業でのスキルアップができるように、学費や受託した企業に賃金助成を実施しております。滋賀県では、高校在学中に就職が内定せずに卒業した者を常用雇用した事業主に奨励金を支給する制度。また、鳥取県では、正規雇用創出創生金や大量雇用創出奨励金を支給しております。

いずれの例も、主に新卒者や若者を雇用したときやスキルアップをさせるために行う事業者に対しての支援ではありますが、もう一つ踏み込んで、今後の後継者不足の解消のための将来の経営者の育成を目的とする積極的な雇用支援も必要だと考えます。

余談ではありますが、私自身、42歳のころに山口市の職業訓練校、いわゆるポリテクセンターに通い、旋盤加工や溶接、パソコンソフトを使つての設計や製図などの技術を学び、資格も取りましたが、そのときに、もしも後継者としてうちに来てくれないかと言ってくれる経営者と巡り合えていたら、私の人生も変わっていたのかもしれない。

そこで質問をさせていただきます。

まず1つ目に、後継者不足などによる中小・零細企業の廃業が全国で相次いでいますが、防府市の実態はどうなっているのでしょうか。

2つ目に、今後の後継者不足解消のためにも、将来の経営者を雇用して育成をする積極的な支援制度を防府市としてもできないのでしょうか。

以上2点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に、防府市の中小・零細企業の廃業の実態についてでございますが、本市の企業数の増減につきましては、国の経済センサス分析や経済指標を用いた景気動向分析を行うことにより、その傾向の把握に努めているところでございます。

それらの分析によりますと、本市の中小・零細事業所数は、国の動向と同じく減少傾向にあり、多くの事業者が何らかの原因で廃業という選択をなされている現状がございます。

その原因について、防府商工会議所にお聞きいたしましたところ、会議所の会員企業の廃業、退会要因として、主に高齢化、後継者不足であるとの報告を受けたところでございます。

また、防府商工会議所は、平成28年度に経営者が50歳以上の事業所を対象とした事業継承の実態に関するアンケート調査を実施されておられまして、その結果が判明するのは、ことしの3月末ごろになると伺っておりますので、今後、いろいろな機会を通じて報告もしてまいりたいと存じます。

次に、後継者不足解消のための事業者への支援制度についてのお尋ねでしたが、事業の理想的な継承とは、事業者が十分に儲けていく中で、将来、後継者となるべき人材を雇用し、その人材を10年、20年という時間をかけて育成して、そして、育った後継者に事業を受け継いでいくことだと考えています。

このため、本市は後継者不足により廃業していく事業者を減らすために、国、県と連携しながら、事業者を雇用と育成の2つの面から支援しているところでございます。

雇用に関するものを具体的に申し上げますと、本市では、山口労働局、ハローワーク防府と連携しながら、厚生労働省の雇用関係助成金の活用を市内事業者へ御案内いたしているところでございます。

この雇用関係助成金の中に、事業者と求職者とのミスマッチを防ぐことを目的に、事業者が求職者を一定期間雇用した場合に助成されるトライアル雇用奨励金がございます。この奨励金は、お試しで従業員を雇用し、よい人材であれば常時雇用につなげていきたいと考えておられる事業者に多く活用されていると、ハローワーク防府から聞いております。

また、助成金以外の雇用に関する公的支援を紹介いたしますと、公益財団法人やまぐち産業振興財団運営の山口県よろず支援拠点や山口県事業引継ぎセンターの専門相談員による事業承継などの相談事業がございます。しかし、こうした相談を受け付けている機関の存在を、市内事業者の方が十分認知されていないのが現状でございます。

本市といたしましては、引き続き市広報、ホームページなどで周知を図るとともに、必要に応じて、担当者が専門相談員と一緒に中小企業へ直接企業訪問してまいりたいと考えております。

次に、育成に関するものを具体的に申し上げますと、企業内訓練を行う事業者に対し、その運営費や施設費を補助する厚生労働省の認定職業訓練制度、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練を行った場合に、その経費の一部を補助する厚生労働省のキャリア形成促進助成金、それから、中小企業の経営課題の解決方法や経営者・管理者などの各階層に応じた必要スキルを学ぶ中小企業基盤整備機構の中小企業大学校などがございます。

これら育成に関する国の支援について、本市では、事業者への周知を図るとともに、利用促進のための助成制度を開始する予定でございます。

具体的には、まず来年度から防府市中小企業人材育成支援事業補助金制度を実施する予定でございます。この制度は、中小企業大学校へ社員を研修派遣する事業者に対し、その受講料の10分の1を補助する制度でございます。

本市では、こうした取り組みを通じて、市内事業者の人材育成を支援する環境を整備してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、長年にわたりまして市場環境や経済情勢の変化に耐え、内外のさまざまな困難を乗り越えてこられた事業者が、蓄積された技術、知識、ノウハウがありながらも後継者を雇用・育成できず、廃業されることは防府市の宝を失うことだと、私も残念に思っているところでございます。

本市の事業者が継続して事業活動を続けながら、人材を雇い、育て、そして、みずから育てた後継者に事業を継承していける、そのような環境づくりに、今後とも関係機関と連携し、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） それでは、再質問をさせていただきます。

支援制度についてですが、全国の例を見ても、新卒者や若者を対象とした制度を多く見ます。大体30歳ぐらいまでが限度というのを多く見ます。

また、65歳以上の高齢者の雇用を支援する制度もございますが、私のような40代、50代前後の中年層を対象とした支援制度というのも、さっき私も言いましたとおり、大体40歳を過ぎたところから、年齢を言っただけで全てだめだというふうに言われることが多々ありました。

ですので、私のような40代前後の中年層を対象とした支援制度というものはできないでしょうか。御答弁をよろしくお願いします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、若者とか、高齢者、女性に対しては、本当に各種助成制度、国も県も、そして各自治体もあるのは議員も御承知のとおりでございます。

防府市において、あるかといえば、実際ございません。でも、ないけど、相談をつなげるといふ、そういうシステムは持っていますので、その辺を御紹介したいと存じます。

まずは、最近の有効求人倍率、これは議員も御存じと思いますが、1.4から1.5倍です。ですので、本当に就労を希望されたい方は、ハローワーク防府へ行けば、ある程度就職はできるのではないかと。しかし、現実、就労できていないというのは、その人、そ

の人の、やっぱりそれぞれの要因があるのではないかというふうに思います。

先ほど議員から御紹介のあった次なる就労に、やはり資格とか、スキルアップ、そういうのが必要とされる、もしくは希望される方には、まずは市の施設であります、中関の防府地域職業訓練センター、これは、パソコンとか、OAとか、あとは会計処理、そういうものを専門にやっているところです。

それから、先ほど御紹介にありました県内に2カ所あります。まずは、県の施設ですけど、周南の東部高等産業技術学校、それから、下関にも西部高等産業技術学校などがございまして、各種専門技術が6カ月から2年の間で習得できる、そのようなカリキュラムがありますが、これも全てハローワークを通じて御紹介している、そういう状況でございます。

そして、市の独自事業というんですけど、これがちょっと、今、議員御提案の40代にちょっとならないんですが、これも御紹介いたします。15歳からおおむね39歳までで、働きたいけど何から始めてよいのかわからない人、もしくは、働きたいけど自信が持てずに第一歩を踏み出せない、そのような不満をお持ちの15歳から39歳の方を対象に、市内にありますNPO法人コミュニティ友志会若者サポートネットワークと市が連携をしまして、その方を適切に指導されて、就労まで相当な数の実績を上げておりますので、その辺も活用していただければと思います。

それから、40代の方で、次に自分で創業したいと、そういう希望をお持ちであれば、我々はデザインプラザ1階に創業支援センターというものを開設しておりますので、そこには適切な指導員もおりますので、みずから社長になって、防府市で頑張って創業したいという方であれば、そういう支援制度も設けておりますので、その辺も活用していただければと思います。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 御答弁いただきましたことに感謝いたします。

ちょっと話はそれるんですけど、現在、防府市では中小企業を支援する制度の中に、店舗リフォーム助成制度というものがあります。これは、お店を次の世代に胸を張って継がせようと後押しをしてくれる制度でございます。今回の一般質問ではなく、また別のところで店舗リフォーム助成制度のさらなる充実をお願いしたいと思っておりますが、同時に、それを使う後継者の育成にも、行政として支援していただきたいと切に願います。

最後になりますが、来月になれば、新しい制服に身を包んだ新入生やちょっと大人びた

新社会人の姿を、この防府でも見かけることと思います。新しい世界へと向かう彼らにエールを送るとともに、行政もさらなる支援、後押しを行い、私も防府市の行政に携わる1人として、これからも全力を尽くし、邁進することをお伝え申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、23番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月27日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、このあと2時20分より議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。

お疲れさまでした。

午後2時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月10日

防府市議会議長 松 村 学

防府市議会議員 牛 見 航

防府市議会議員 藤 村 こずえ

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月10日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員